

第4章 資料編

1.生活環境の概要

(1) 公害防止協定基準

公害防止協定指導基準一覧表

(昭和56年6月1日改正)

区 分		指 導 値 等
大 気	硫 黄 酸 化 物	1. 県民の生活環境の保全等に関する条例総排出量規制対象工場等の場合 K値2.34 以下 2. 上記以外の場合 K値 2.34 以下かつ硫黄酸化物排出量 1.042Nm ³ /H以下であること。
	窒 素 酸 化 物	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設の種類のうち、県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設については、大気汚染防止法で定めるそれぞれの最小規模施設の規制値を目標値とする。
	ば い じ ん	1. 大気汚染防止法対象施設については、同法に定める特別排出基準値を指導値とする。 2. 県民の生活環境の保全等に関する条例対象施設については、同条例規則第9条附表第三の第二欄に掲げる施設の種類ごとに、同表第四欄に掲げるばいじん量を指導値とする。
	粉 じ ん	排出口から排出する粉じん濃度の目標値は、0.05g/Nm ³ 以下とする。
水 質	水 銀 及 び ア ル キ ル 水 銀 そ の 他 の 水 銀 化 合 物、 ア ル キ ル 水 銀 化 合 物、シアン化合物、 有 機 リ ン 化 合 物	検出されないこと。
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1mg/L以下
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.05mg/L以下
	ひ 素 及 び そ の 化 合 物	0.05mg/L以下
	pH	6.0～8.5
	BOD { し尿浄化施設 特定施設 (生産施設排水)	20mg/L以下 10mg/L以下
COD { し尿浄化施設 特定施設 (生産施設排水)	20mg/L以下 10mg/L以下	

区 分		指 導 値 等	
水 質	SS	<ul style="list-style-type: none"> し尿浄化施設 特定施設 (生産施設排水) 	30mg/L以下 10mg/L以下
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物性)		1mg/L以下
	n-ヘキサン抽出物質(動植物性)		5mg/L以下
	フェノール類		0.5mg/L以下
	銅		0.5mg/L以下
	亜鉛		3mg/L以下
	鉄		5mg/L以下
	マンガン		5mg/L以下
	クロム		1mg/L以下
	フッ素		7mg/L以下
大腸菌群数		1,500個/cm ³ 以下	
PCB		検出されないこと。	
騒 音	昼間	AM8:00～PM7:00	70デシベル以下
	朝夕	AM6:00～AM8:00	65デシベル以下
		PM7:00～PM10:00	
夜間	PM10:00～翌日AM6:00	60デシベル以下	
振 動	昼間	AM7:00～PM8:00	70デシベル以下
	夜間	PM8:00～翌日AM7:00	65デシベル以下
悪 臭		敷地境界において悪臭(生活環境をそこなうおそれのある不快なおい)を感知させないこと。	
廃 棄 物 等		廃棄物等の種類、量、成分とその処分方法を明確にし、二次公害の発生防止対策をとること。	
環 境 整 備		工場内の緑化を積極的におこなうとともに、敷地内の清掃管理に努めるものとする。	

(2) 公害防止協定締結状況

公害防止協定締結工場・事業場一覧表

(令和3年3月31日現在)

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
1	三菱ケミカル(株) 愛知事業所	牛川通四丁目	織 維 工 業	S 46. 9. 30
2	レンゴー(株) 豊橋工場	中 原 町	段ボール製品製造	S 47. 10. 20
3	(株)ウッドワン 東海製造部 豊橋工場 集成材製造課	明 海 町	住宅用内装部材製造	S 50. 3. 20
4	(株)総合開発機構	〃	明海埠頭、港湾諸施設の運営	S 50. 3. 20
5	(株)新来島豊橋造船	〃	船 舶 の 建 造	S 50. 3. 20
6	ビューテック(株) 東海事業所 豊橋工場	〃	ガラス加工、樹脂成形品製造	S 50. 3. 20
7	住友大阪セメント(株)・太平洋セメント(株) セメントサービスステーション	〃	セ メ ン ト 倉 庫	S 52. 8. 31
8	協同組合東三河輸送センター	〃	運 送	S 52. 11. 18
9	(株)ウッドワン 東海製造部 豊橋工場 床材製造課	〃	住宅用内装部材製造	S 53. 6. 7
10	吉野石膏(株) 三河工場	〃	石 膏 製 品 製 造	S 53. 10. 16
11	キョーラク(株) 豊橋工場	〃	合成樹脂製品製造	S 55. 6. 10
12	花王(株) 豊橋工場	〃	石 鹼 洗 剤 製 造	S 55. 8. 6
13	向島流通サービス(株) 豊橋営業所	〃	運 送	S 55. 9. 27
14	愛知陸運(株) 大崎営業所	〃	運 送	S 56. 4. 17
15	小島産業(株)	〃	輸送用機械器具製造	S 56. 8. 18
16	トヨタ紡織(株) 豊橋北工場	〃	輸送用機械器具製造	S 56. 8. 24
17	柳田運輸(株) 豊橋営業所	〃	運 送	S 57. 2. 5
18	武蔵精密工業(株) 第一明海工場	〃	輸送用機械器具製造	S 57. 3. 13
19	豊橋工業団地協同組合	〃	各 種	S 57. 7. 23
20	(株)江口巖商店 田原出張所	〃	塗料・接着剤販売	S 57. 9. 17
21	コココーラセントラルジャパン(株) 豊橋セールスセンター	〃	清涼飲料水販売	S 58. 1. 17
22	イシハラ(株) 豊橋工場	〃	石 膏 ボ ー ド 加 工	S 58. 5. 9
23	(株)食研 豊橋工場	〃	冷凍食品、食品機能素材製造	S 58. 5. 12
24	明石整備(株) 明海工場	〃	自 動 車 整 備	S 58. 10. 27
25	ランクセス(株) 豊橋事業所	〃	化学品輸入販売	S 58. 11. 10
26	林テレンプ(株) 豊橋工場	〃	車 両 用 内 装 販 売	S 58. 12. 22
27	オカジ紙業(株) 豊橋工場	〃	ダンボール箱製造	S 59. 2. 17
28	(株)エスラインギフ 豊橋支店	〃	運 送	S 59. 7. 25
29	川西塗装(株) 明海第二工場	〃	プラスチック塗装	S 59. 9. 19

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
30	池田鉄工(株) 豊橋工場	明 海 町	一般機械器具製造	S 59. 11. 30
31	伊勢湾海運(株) カオリン倉庫	〃	倉 庫	S 59. 12. 7
32	AGC(株) 愛知工場 田原基地倉庫	〃	窯業・土石製品製造	S 60. 3. 8
33	(株)不二プレシジョン	〃	冷凍冷房機器製造	S 60. 4. 23
34	トヨタ紡織(株) 豊橋東工場 (明海町 3-56)	〃	輸送用機械器具製造	S 60. 4. 30
35	中部セキスイハイム工業(株) 中部事業所 第一工場	〃	住宅ユニット製造	S 60. 5. 17
36	ヒロセ(株) 豊橋工場	〃	建設機械器具リース	S 60. 9. 6
37	ペトロトランス(株) 明海油槽所	〃	油 槽 施 設	S 60. 10. 21
38	トヨタ紡織(株) 豊橋南工場 (明海町 5-12)	〃	自動車内装品製造	S 60. 12. 16
39	(株)ジェイテクト 豊橋工場	〃	輸送用機械器具製造	S 60. 12. 28
40	(株)デンソー 豊橋製作所	〃	輸送用機械器具製造	S 61. 5. 30
41	(株)三五 とよはし工場	〃	輸送用機械器具製造	S 61. 9. 16
42	(株)ヤマグチマイカ 豊橋工場	〃	鉱物粉碎等処理	S 62. 5. 18
43	川西塗装(株) 明海第三工場	〃	プラスチック塗装	S 63. 1. 25
44	(株)シミズ工業	〃	運送用機械器具製造	S 63. 3. 8
45	レンテック大敬(株)	〃	建設機械器具リース	S 63. 6. 18
46	豊橋飼料(株) 豊橋工場	〃	配合飼料製造	S 63. 6. 27
47	辻鉄工(株)	〃	住宅建材加工	S 63. 7. 14
48	磯部運輸倉庫(株) 豊橋営業所	〃	運 送	S 63. 10. 25
49	日本全薬工業(株)	〃	医薬品製造	H 1. 1. 23
50	(株)中野屋銘木店	〃	木造住宅用部材製造	H 1. 2. 22
51	服部産業(株) 豊橋営業所(豊橋物流センター)	〃	木製品製造	H 1. 3. 15
52	(有)丸守高津飼料商会	〃	飼 料 製 造	H 1. 3. 15
53	(株)デンソー 豊橋東製作所	原 町	電気機械器具製造	H 1. 5. 12
54	(株)オービス 東海工場	明 海 町	製 材 ・ 木 工	H 1. 6. 2
55	パーカー加工(株) 豊橋工場	〃	金属表面処理	H 1. 10. 31
56	中部電力(株) 岡崎支社	〃	電 力 事 業	H 2. 1. 22
57	豊橋港陸運(株)	〃	運 送	H 2. 2. 8
58	トピー工業(株) 豊川製造所 明海工場	〃	輸送用機械器具製造	H 2. 2. 20
59	メルセデス・ベンツ日本(株) 豊橋事業所	神 野 西 町	自動車関連製品輸入販売	H 2. 2. 20
60	旭千代田工業(株) 豊橋工場	明 海 町	金属熱処理加工	H 2. 3. 20

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
61	渥美運輸(株)	明 海 町	運 送	H 2. 3. 29
62	三栄運輸(株) 豊橋営業所	〃	運 送	H 2. 6. 4
63	豊橋センコー運輸(株)	〃	運 送	H 2. 10. 25
64	フォルクスワーゲングループジャパン(株)	〃	自 動 車 販 売	H 3. 3. 25
65	(株)豊橋原木センター	〃	運 送	H 3. 4. 3
66	(株)デンソーワイパシステムズ 豊橋工場	〃	輸送用機械器具製造	H 3. 6. 29
67	(株)東三河食肉流通センター	〃	畜産食料品製造	H 3. 9. 13
68	東海ジオテック(株)	〃	地 質 調 査	H 3. 10. 15
69	日本ジュース・ターミナル(株)	神 野 西 町	濃縮ジュース冷蔵保管	H 3. 11. 20
70	カリソー(株) 田原物流センター営業3課第一	明 海 町	運 送	H 3. 11. 22
71	(株)日立物流中部 東海営業部 名古屋営業所 豊橋出張所	〃	運 送	H 4. 1. 13
72	(株)ユーネットランス 豊橋営業所	〃	運 送	H 4. 1. 16
73	東洋製罐(株) 豊橋工場	〃	容 器 製 造	H 4. 4. 20
74	ミナト生コン(株)	〃	生コンクリート製造	H 4. 7. 21
75	(株)アイ・テック 豊橋支店	〃	鉄 鋼 製 品 加 工	H 4. 8. 19
76	大王パッケージ(株) 愛知工場	〃	ダンボールシート、ケース製造	H 4. 10. 19
77	愛知陸運(株) 明海営業所	〃	自 動 車 部 材 組 立	H 4. 12. 14
78	ヒクマ(株) 明海工場	〃	不 織 布 製 造	H 5. 4. 21
79	ボルボ・カー・ジャパン(株) 豊橋VDC	神 野 西 町	自 動 車 販 売	H 5. 11. 10
80	(株)トーエネック 明海サービスセンター	明 海 町	電 気 工 事	H 6. 6. 17
81	(株)リバーウエスト	〃	金 属 製 品 製 造	H 6. 11. 15
82	(株)ゲット	〃	金 属 製 品 製 造	H 6. 11. 17
83	(株)上組 豊川支店 豊橋出張所	〃	倉庫、港湾輸送	H 7. 2. 7
84	東洋製版(株) 豊橋工場	〃	製 版	H 7. 5. 18
85	トヨネン(株)	〃	合 成 繊 維 網 製 造	H 8. 11. 18
86	中部セキスイハイム工業(株) 中部事業所 第二工場	〃	住 宅 ユ ニ ッ ト 製 造	H 9. 2. 4.
87	カリソー(株) 田原物流センター 営業3課第二	〃	運 送	H 9. 7. 28
88	明海発電(株) 豊橋発電所	〃	発 電 事 業	H 10. 6. 26
89	(株)藤城運輸 明海事業所	〃	運 送	H 12. 10. 24
90	富士フィルム和光純薬(株) 愛知工場	新 西 浜 町	化 学 工 業	H 15. 4. 8
91	明德産業(株) 豊橋工場	明 海 町	一 般 機 械 器 具 製 造	H 15. 6. 9

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
92	ペトロランス(株) 明海第二油槽所	明 海 町	油 槽 施 設	H 15. 10. 14
93	東京昭和運輸(株) 豊橋配送センター	〃	運 送	H 16. 8. 10
94	名古屋港木材倉庫(株) エコワールド	〃	木 材 チ ッ プ 製 造	H 17. 1. 7
95	(株)イノアックコーポレーション 豊橋工場	〃	自 動 車 用 ゴ ム 製 品 製 造	H 17. 1. 31
96	ニューアロイ(株)	新 西 浜 町	鋳物金属材料卸売	H 17. 3. 8
97	トヨタ車体精工(株) 豊橋工場	明 海 町	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 6. 10
98	坂神工業(株)	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 8. 16
99	武蔵精密工業(株) 第二明海工場	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 11. 2
100	アラコ(株) 明海工場	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 12. 26
101	POSCO Japan(株) PC(株)	神 野 西 町	鋼 材 加 工	H 18. 2. 2
102	セキノ興産(株)	明 海 町	住 宅 用 内 装 部 材 製 造	H 18. 4. 3
103	(株)ウッドワン 東海製造部 豊橋工場 ジュピーノドア製造課・物流センター	〃	住 宅 用 内 装 部 材 製 造	H 18. 4. 14
104	(株)不二工機 豊橋ロジスティクスセンター	〃	自 動 車 制 御 機 器 製 造	H 18. 12. 14
105	川西塗装(株) 明海西工場	〃	プ ラ ス チ ッ ク 塗 装	H 20. 2. 26
106	川西塗装(株) 第四工場	〃	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 加 工	H 20. 11. 12
107	(株)藤城運輸 豊橋配送センター 明海事業所 第2 冷蔵倉庫	〃	運 輸 業	H 21. 6. 8
108	(株)コクサイ物流	〃	産 業 廃 棄 物 処 理 業	H 22. 11. 5
109	渥美運輸(株) 本社	〃	運 送	H 23. 4. 5
110	ヒルタ工業(株) 豊橋工場	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 23. 5. 20
111	(株)上組 豊川支店 豊橋新車整備センター	神 野 西 町	自 動 車 部 品 製 造	H 23. 6. 14
112	(株)上組 豊川支店 東西センター	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 24. 5. 14
113	知多産業運輸(株) 豊橋 CKL 危険物倉庫	明 海 町	倉 庫	H 25. 4. 1
114	知多産業運輸(株) 本社	〃	運 送	H 25. 4. 1
115	Groupe PSA Japan(株) 豊橋 VPC	神 野 西 町	輸 入 車 配 送 前 準 備 事 業	H 25. 6. 21
116	(株)中部 明海工場	明 海 町	産 業 廃 棄 物 処 理 業	H 26. 2. 19
117	イノチオファーム豊橋	新 西 浜 町	野 菜 作 農 業	H 28. 8. 30
118	(株)睦運送 本社営業所	明 海 町	貨 物 運 送 事 業	H 29. 3. 23
119	知多産業運輸(株) 豊橋営業所	新 西 浜 町	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	H 29. 9. 14
120	花王(株) 花王豊橋ロジスティクスセンター	明 海 町	運 輸 業	H 29. 10. 2
121	キョーラク(株) 豊橋第二工場	〃	合 成 樹 脂 製 品 製 造	H 30. 5. 31
122	(株)東海ロジテム	明 海 町	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	H 31. 7. 6

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
123	(株)上組 豊川支店 第二御津地区モータープール	新 西 浜 町	自動車関連部品整備業	H 31. 3. 18
124	サーラeパワー(株) 東三河バイオマス発電所	〃	電 気 業	R 1. 5. 17
125	日本通運(株) 豊橋海運事業所 神野西モータープール	神 野 西 町	運 輸 業	R 2. 1. 16
126	あいち家畜市場	新 西 浜 町	卸 売 業	R 2. 3. 31
127	旭ファイバーグラス株式会社 中部工場	明 海 町	窯業・土石製品製造	R 2. 10. 15

(3) 公害苦情発生源別・用途地域別件数

区 分	典 型 7 公 害							その他	合計	割合	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				
平成 28 年 度	78	35	2	83	3	1	46	59	307	/	
平成 29 年 度	80	26	0	86	4	1	82	24	303		
平成 30 年 度	65	17	2	77	4	0	60	41	266		
令和 元 年 度	73	8	0	80	6	0	60	51	278		
令和 2 年 度	86	15	0	60	1	0	43	46	251		
(割 合)	34.3%	6.0%	0.0%	23.9%	0.4%	0.0%	17.1%	18.3%	100.0%		
発 生 源 別 内 訳	農 業 ・ 林 業 等	16	1	0	3	0	0	12	5	37	14.7%
	建 設 業	13	0	0	12	0	0	0	7	32	12.7%
	製 造 業	4	0	0	6	1	0	6	1	18	7.2%
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	運 輸 ・ 通 信 業	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0.8%
	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0	0	0	9	0	0	4	1	14	5.6%
	サ ー ビ ス 業	7	2	0	8	0	0	1	3	21	8.4%
	公 務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	家 庭 生 活	18	0	0	10	0	0	4	4	36	14.3%
	事 務 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	道 路	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0.8%
	空 地	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.4%
	公 園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	神 社 ・ 寺 院 等	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
	そ の 他	13	1	0	4	0	0	1	7	26	10.4%
	不 明	13	11	0	6	0	0	15	16	61	24.3%
用 途 地 域 別 内 訳	第一種低層住居専用地域	3	0	0	4	0	0	1	2	10	4.0%
	第二種低層住居専用地域	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
	第一種中高層住居専用地域	4	1	0	3	0	0	4	1	13	5.2%
	第二種中高層住居専用地域	1	0	0	2	0	0	1	0	4	1.6%
	第一種住居地域	8	0	0	6	0	0	1	3	18	7.2%
	第二種住居地域	1	0	0	4	0	0	3	0	8	3.2%
	準住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	近隣商業地域	1	0	0	5	0	0	2	3	11	4.4%
	商業地域	0	0	0	3	0	0	0	1	4	1.6%
	準工業地域	8	0	0	9	0	0	3	3	23	9.2%
	工業地域	0	2	0	9	1	0	1	1	14	5.6%
	工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	市街化調整区域	59	12	0	15	0	0	27	32	145	57.8%

(4) 合併処理浄化槽設置整備事業の概要

ア. 人槽別設置基数

人槽 年度	5	6	7	8	10	11~20	21~30	31~50	計
H21	200 (52)	0 (0)	160 (42)	0 (0)	20 (5)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	384
H22	228 (54)	0 (0)	181 (43)	0 (0)	14 (3)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	425
H23	18 (32)	0 (0)	32 (57)	0 (0)	6 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	56
H24	14 (38)	0 (0)	21 (57)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	37
H25	9 (31)	0 (0)	14 (48)	0 (0)	6 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29
H26	21 (53)	0 (0)	17 (43)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	40
H27	13 (33)	0 (0)	22 (55)	0 (0)	4 (10)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	40
H28	10 (36)	0 (0)	16 (57)	0 (0)	2 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28
H29	19 (48)	0 (0)	18 (45)	0 (0)	1 (3)	2 (5)	0 (0)	0 (0)	40
H30	9 (29)	0 (0)	21 (68)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	31
R1	30 (70)	0 (0)	11 (26)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43
R2	21 (54)	0 (0)	15 (38)	0 (0)	2 (5)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	39

※()内は構成比率を示す。少数第1位を四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

イ. 流域別設置基数

河川 年度	梅田川	豊川			柳生川	紙田川	その他 の河川	計
			神田川	豊川放水路				
H21	139 (36)	55 (14)	3	6	110 (29)	0 (0)	80 (21)	384
H22	174 (41)	81 (19)	10	4	64 (15)	0 (0)	106 (25)	425
H23	22 (39)	7 (13)	0	0	8 (14)	0 (0)	19 (34)	56
H24	10 (27)	6 (16)	0	1	11 (30)	0 (0)	10 (27)	37
H25	7 (24)	3 (10)	0	0	3 (10)	0 (0)	16 (55)	29
H26	16 (40)	3 (8)	0	0	13 (33)	0 (0)	8 (20)	40
H27	25 (63)	7 (18)	0	0	1 (3)	0 (0)	7 (18)	40
H28	19 (68)	1 (4)	0	0	3 (11)	0 (0)	5 (18)	28
H29	27 (68)	2 (5)	0	0	4 (10)	0 (0)	7 (18)	40
H30	10 (32)	11 (35)	0	0	6 (19)	0 (0)	4 (13)	31
R1	20 (47)	2 (5)	0	0	19 (44)	0 (0)	2 (5)	43
R2	10 (26)	3 (8)	0	0	13 (33)	0 (0)	13 (33)	39

※()内は構成比率を示す。少数第1位を四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

ウ. 建築物の用途別設置基数

用途 年度	専用住宅		併用住宅		その他		計
H22	417	(98)	5	(1)	3	(1)	425
H23	53	(90)	3	(5)	3	(5)	59
H24	35	(97)	1	(3)	0	(0)	36
H25	25	(83)	4	(13)	1	(3)	30
H26	40	(100)	0	(0)	0	(0)	40
H27	37	(97)	1	(3)	0	(0)	38
H28	28	(93)	0	(0)	2	(7)	30
H29	39	(98)	1	(3)	0	(0)	40
H30	31	(100)	0	(0)	0	(0)	31
R1	43	(100)	0	(0)	0	(0)	43
R2	38	(97)	1	(3)	0	(0)	39

※()内は構成比率を示す。少数第1位を四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

エ. 区域別設置基数

区域 年度	市街化区域		市街化調整区域		計
H22	169	(40)	256	(60)	425
H23	10	(18)	46	(82)	56
H24	11	(30)	26	(70)	37
H25	6	(21)	23	(79)	29
H26	12	(30)	28	(70)	40
H27	1	(3)	39	(98)	40
H28	2	(7)	26	(93)	28
H29	6	(15)	34	(85)	40
H30	2	(6)	29	(94)	31
R1	36	(84)	7	(16)	43
R2	15	(38)	24	(62)	39

※()内は構成比率を示す。少数第1位を四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

オ. 新築・改造別設置基数

区分 年度	新築(建築確認申請 によるもの)		改造(浄化槽設置届 出によるもの)		計
H22	377	(89)	48	(11)	425
H23	-		56	-	56
H24	-		37	-	37
H25	-		29	-	29
H26	-		40	-	40
H27	-		40	-	40
H28	-		28	-	28
H29	-		40	-	40
H30	-		31	-	31
R1	-		43	-	43
R2	-		39	-	39

※平成23年度から新築については補助対象外。

※()内は構成比率を示す。少数第1位を四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

2. 大 気

(1)大気汚染に係る環境基準

物 質 名	環 境 基 準	評 価 方 法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年5月16日環境庁告示)	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年7月11日環境庁告示)	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(平成21年9月9日環境省告示)	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセント値で評価する。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ (3μg/m ³)以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ (130μg/m ³)以下であること。 (平成30年11月19日環境省告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ (200μg/m ³)以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ (150μg/m ³)以下であること。 (平成13年4月20日環境省告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。

○指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

物質	指針値	
アクリロニトリル	年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成15年9月30日付 環管総発第030930004号通知
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ ($40\text{ng}/\text{m}^3$)以下	〃
ニッケル化合物	年平均値が $0.025\mu\text{g}/\text{m}^3$ ($25\text{ng}/\text{m}^3$)以下	〃
クロロホルム	年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成18年12月20日付 環水大総発第061220001号通知
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃
ヒ素及びその化合物	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下	平成22年10月15日付 環水大総発第101015002号,環水大発第101015004号通知
マンガン及びその化合物	年平均値が $0.14\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成26年5月1日付 環水大総発第1405011号通知
塩化メチル	年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	令和2年8月20日付 環水大総発第2008201号通知
アセトアルデヒド	年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃

(2)緊急時の発令要件である大気汚染の状態

(大気汚染防止法施行令第11条)

物質名	一般緊急時		重大緊急時	
硫黄酸化物	0.2 ppm	3時間	0.5 ppm	3時間
	0.3 "	2 "		
	0.5 "	1 "		
	0.15 "	48 " (平均値)		
浮遊粒子状物質	$2.0\text{ mg}/\text{m}^3$	2時間	$3.0\text{ mg}/\text{m}^3$	3時間
一酸化炭素	30 ppm	1 "	50 ppm	1 "
二酸化窒素	0.5 "	1 "	1 "	1 "
オキシダント	0.12 "	1 "	0.4 "	1 "

(注) 各々1時間値の継続時間を表わす。

(3)微粒子状物質(PM2.5) 注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値 日平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
			午前中の早めの 時間帯での判断	午後からの活動 時間帯での判断
			5時~7時 1時間値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	5時~12時 1時間値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I (環境基準)	70以下 35以下 ※1	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

(4) ばい煙発生施設等の届出状況

ア. 大気汚染防止法

区分	届出の種類 項番号	施設名	R2年度中の届出施設数					R2年度末 届出 施設数	電気事業 法の累計		
			設置届	使用届	廃止届	変 更					
						構造	使用方法等			処理方法	
ばい煙	1	ボイラー	13		10				438	1	
	5	溶解炉							17		
	6	金属加熱炉							27		
	9	熔融炉							1		
	10	反応炉							3		
	11	乾燥炉							14		
	12	電気炉							2		
	13	廃棄物焼却炉			1				13		
	29	ガスタービン							0	23	
	30	ディーゼル機関							21	116	
	31	ガス機関							0	14	
		合計		13	0	11	0	0	0	536	154
		工場・事業場数	223								
一般粉じん	2	堆積場							41		
	3	コンベア							116		
	4	破砕機・摩砕機							50		
	5	ふるい							30		
		合計		0	0	0	0	0	0	237	
		工場・事業場数	35								

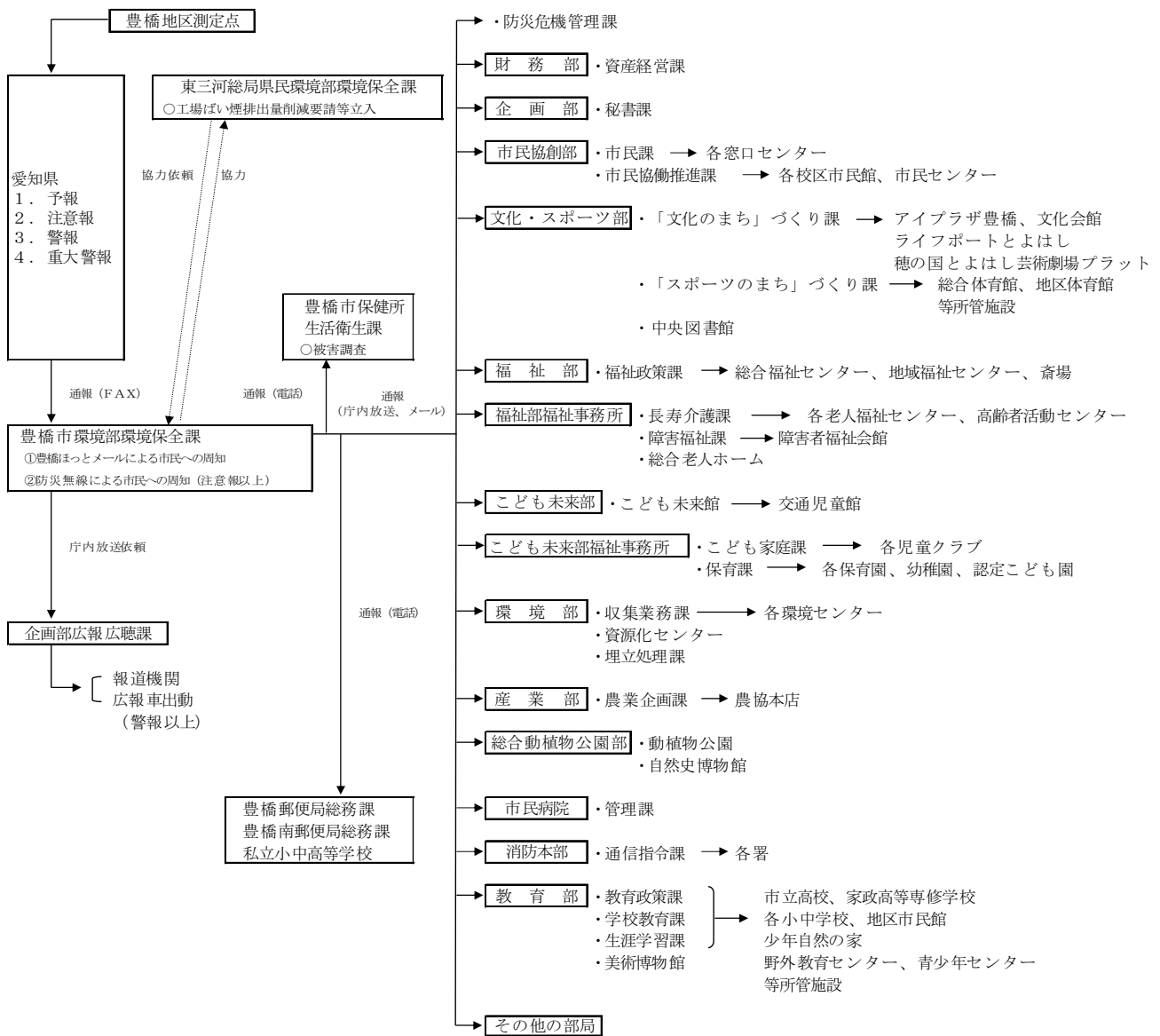
イ. 県民の生活環境の保全等に関する条例

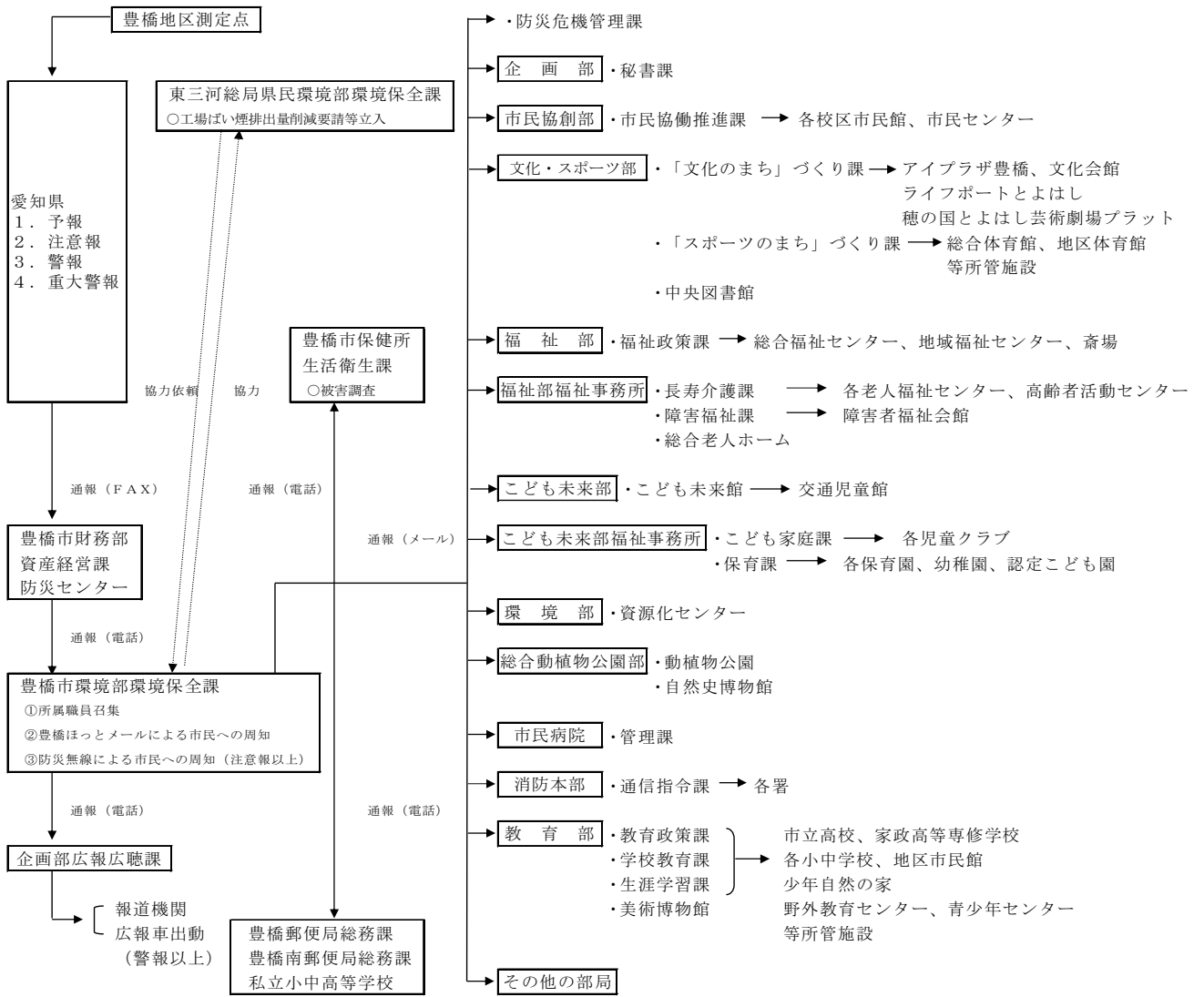
区分	届出の種類 項番号	施設名	R2年度中の届出施設数						R2年度末 届出 施設数
			設置届	使用届	廃止届	変更			
						構造	使用方法等	処理方法	
ば い 煙	1	ボイラー	4						524
	5	溶解炉							3
	7	石油加熱炉							2
	12	乾燥炉							9
	14	廃棄物焼却炉							1
	35	ハ・接着テープ 等製造用施設	11		25		1		294
	35	ト・化学工業品 等の製造用施設							43
	37	塗装用乾燥施設							1
	38	フェノール・メラミン・尿 素系樹脂製造用施設							3
		合計	15	0	25	0	1	0	880
	工場・事業場数	360							
	うち大気指定工場等数	15							
粉 じ ん	2	堆積場							16
	3	コンベア							296
	4	破砕機・粉砕機・ 摩砕機・研磨機	2		5				276
	5	ふるい							42
	6	打綿機・混打綿機							2
	7	チップパー・破木機							16
	8	吹付け塗装機							20
		合計	2	0	5	0	0	0	668
		工場・事業場数	114						
炭化水素系物質発生施設			73						

(5) 光化学スモッグ通報体制

ア. 豊橋市光化学スモッグ通報系統図 (勤務時間内の場合)

(R3.4.1現在)

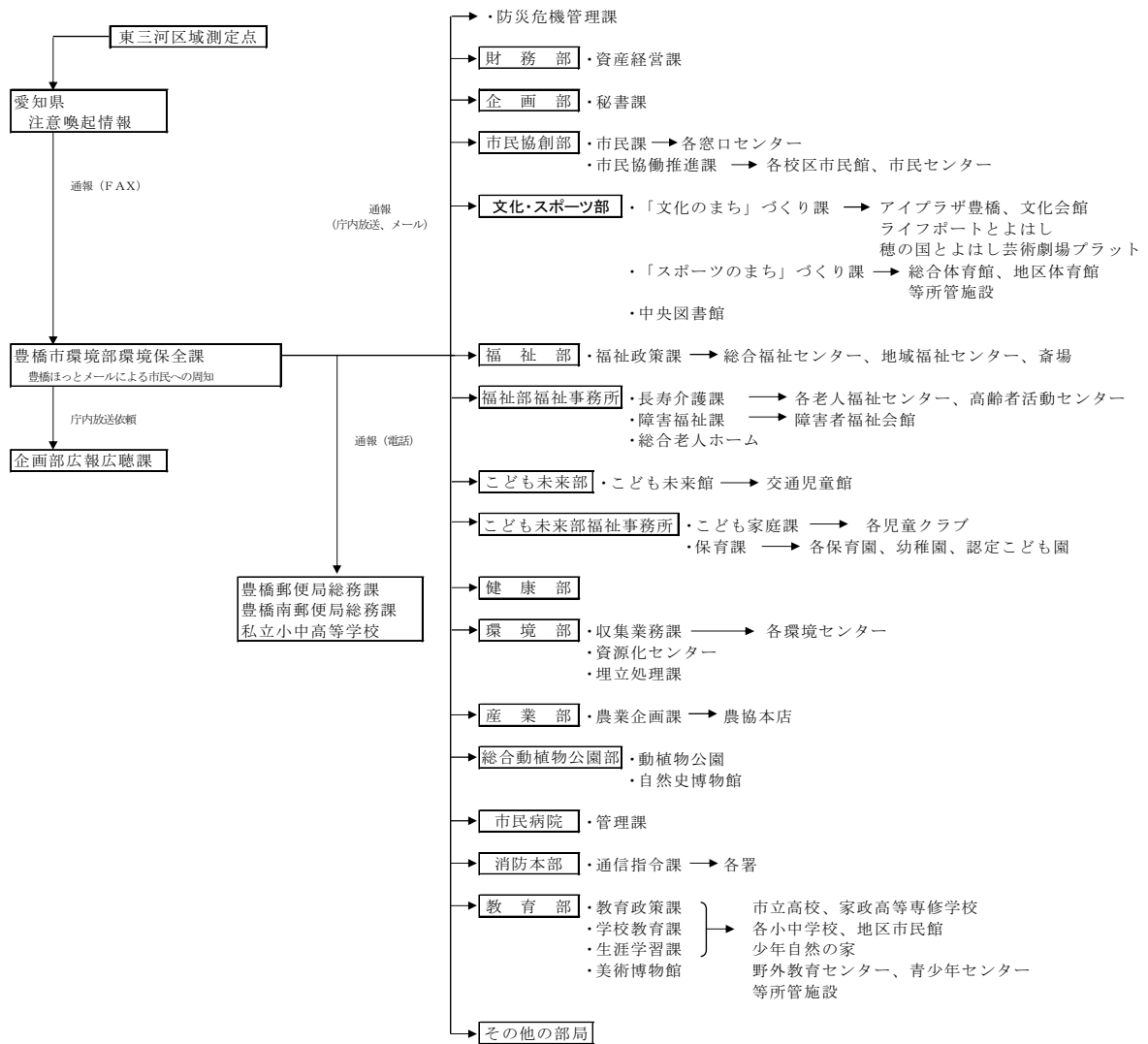


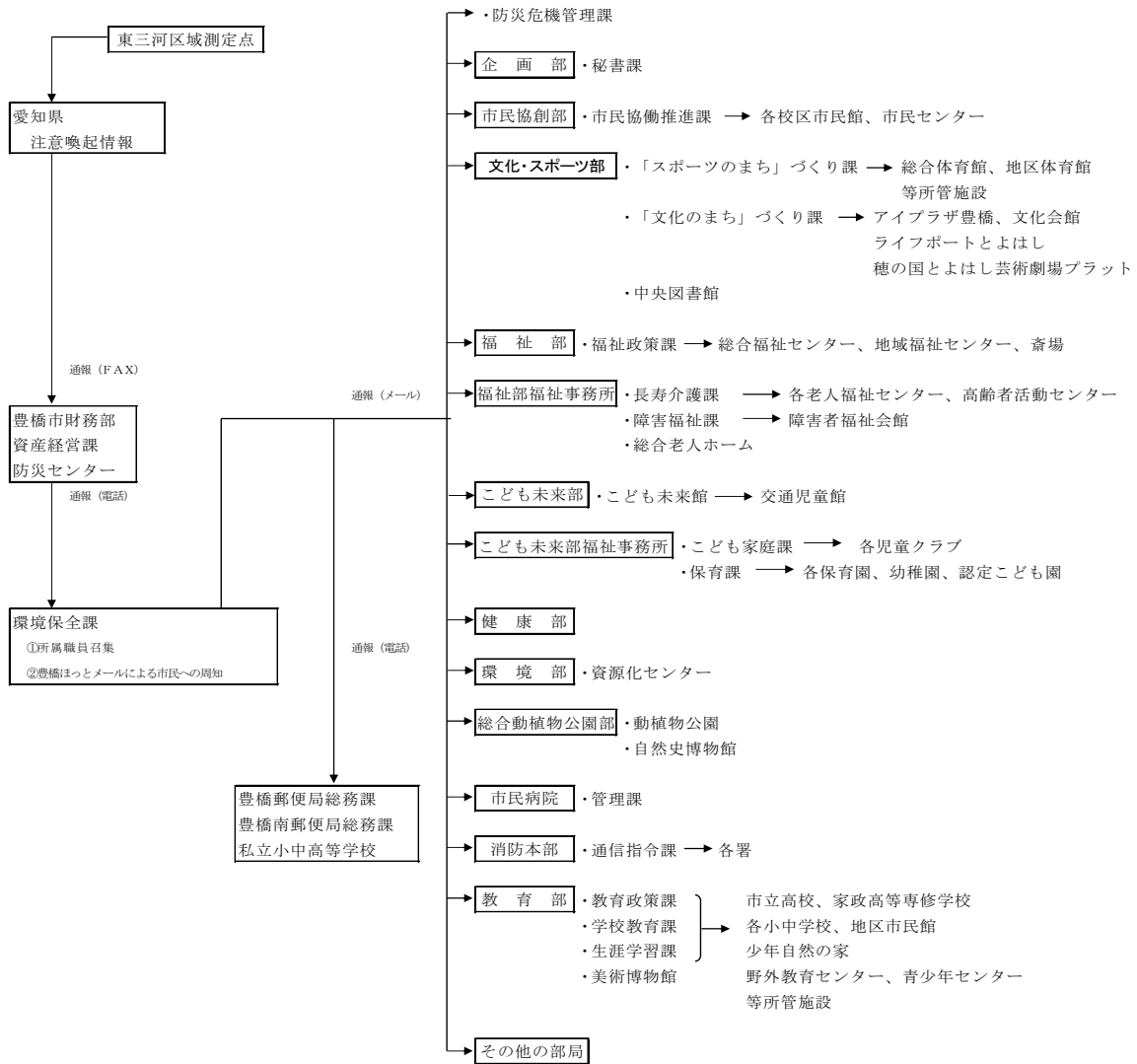


(6) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起通報体制

ア. 豊橋市微小粒子状物質 (PM2.5) 通報系統図 (勤務時間内の場合)

(R3.4.1現在)





3 水質

(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

ア. 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川(湖沼を除く。)

項目 \ 類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN /100mL 以下	1,000MPN /100mL 以下	5,000MPN /100mL 以下	—	—	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、BODについては75%水質値で評価する(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	AA	A	B	C
利用目的の 適応性	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げ るもの	工業用水2級 環境保全
水素イオン濃度(pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
化学的酸素要求量(COD)	1mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下
浮遊物質(SS)	1mg/L以下	5mg/L以下	15mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。
溶存酸素量(DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上
大腸菌群数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	—	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境の保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

3 海域

項目	類型	A	B	C
	利用目的の 適応性	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	環境保全
水素イオン濃度(pH)		7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
化学的酸素要求量(COD)		2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下
溶存酸素量(DO)		7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上
大腸菌群数		1,000MPN/100mL以下	—	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)		検出されないこと。	検出されないこと。	—

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級: ポラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に魚獲される

3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下

ウ. 東三河地域の公共用水域に係る環境基準の水域類型指定

1 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	水域区分	備 考	
豊川上流 (宇連川合流点より上流)	AA	イ	豊川等 水 域	昭和46年5月25日 閣議決定	
宇連川 (全 域)	AA	イ			
豊川中流 (宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで)	A	イ		平成29年3月31日 愛知県告示 昭和46年5月25日 閣議決定	
豊川下流 (下条上水道取水地点より下流)	A	イ			
豊川放水路 (全 域)	B	イ			
梅田川 (静岡県に属する水域を除く。)	C	イ			平成29年3月31日 愛知県告示 昭和50年3月31日 愛知県告示
音羽川 (全 域)	B	イ			平成29年3月31日 愛知県告示 昭和62年3月30日 愛知県告示
佐奈川 (全 域)	C	イ			
汐 川 (全 域)	D	イ			平成29年3月31日 愛知県告示 昭和62年3月30日 愛知県告示
蒲郡地先海域	C	ロ	渥美湾 水 域	昭和46年5月25日 閣議決定	
神野・田原地先海域	C	ロ			
渥美湾(甲)	B	イ			
渥美湾(乙)	A	イ			

備考 達成期間の分類は、次のとおりである。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

2 全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達 成 期 間	備 考
三 河 湾 (ロ)	Ⅲ	直ちに達成	平成17年3月25日 愛知県告示 平成7年10月11日 愛知県告示
三 河 湾 (ハ)	Ⅱ	5年以内で可及的速やかに達成	

3 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	水域区分	備 考
豊川上流 (布里堰堤より上流)	生物A	イ	豊川等 水 域	平成25年12月24日 愛知県告示
宇連川上流 (養乙女橋より上流)	生物A	イ		
豊川下流 (布里堰堤より下流)	生物B	イ		
宇連川下流 (養乙女橋より下流)	生物B	イ		
豊川放水路 (全 域)	生物B	イ		
梅田川 (静岡県に属する水域を除く。)	生物B	イ		
音羽川 (全 域)	生物B	イ		
佐奈川 (全 域)	生物B	ロ		
汐 川 (全 域)	生物B	イ		

備考 達成期間の分類は、次のとおりである。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

エ. 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下(暫定) [※]

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下(暫定)※

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農地用(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農地用(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

(注) 汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他当該物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

(4)河川の水質平均値の経年変化(平成23年度～令和2年度)

(単位)流量:m³/sec、BOD、COD、全窒素、全磷:mg/L

調査地点名	項目	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
豊川 三上橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	1.0	0.9	0.8	1.3	0.7	0.8	0.7	0.7	1.2	1.3
	COD	2.0	2.6	2.1	2.4	2.6	2.4	2.2	2.3	1.6	2.2
	全窒素	1.2	1.1	1.1	0.92	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.97
	全磷	0.023	0.023	0.028	0.026	0.029	0.024	0.028	0.026	0.019	0.027
豊川 渡津橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	1.1	1.2	0.9	0.9	0.7	1.8	1.0	1.2	1.1	1.6
	COD	2.5	3.0	2.8	3.3	3.3	3.5	3.6	2.8	2.0	3.9
	全窒素	0.78	0.91	1.0	0.92	1.1	0.91	0.95	0.90	1.1	0.92
	全磷	0.046	0.055	0.060	0.051	0.061	0.053	0.066	0.043	0.034	0.060
豊川放水路 前芝大橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	1.5	1.9	2.5	1.6	0.9	1.9	1.5	0.9	1.1	1.6
	COD	3.7	5.0	4.6	4.4	3.9	4.1	3.5	2.9	3.0	4.7
	全窒素	0.88	0.87	1.0	1.0	1.3	0.90	0.89	1.0	1.3	0.86
	全磷	0.083	0.092	0.11	0.094	0.080	0.084	0.078	0.050	0.074	0.093
間川 六盃橋	流量	0.533	0.479	0.327	0.564	0.531	0.564	0.518	0.554	0.555	-
	BOD	0.9	1.2	0.8	0.8	0.7	1.3	0.7	1.2	1.1	1.8
	COD	2.9	3.5	2.8	3.3	3.4	3.9	2.8	2.9	2.3	3.7
	全窒素	2.4	2.4	2.3	2.4	2.6	2.4	1.8	1.7	1.8	1.6
	全磷	0.053	0.053	0.052	0.059	0.065	0.067	0.039	0.056	0.049	0.073
神田川 神田川橋	流量	0.766	0.488	0.470	0.786	0.642	0.749	0.369	0.679	0.670	-
	BOD	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	1.1	0.8	1.4	1.4	1.3
	COD	2.9	3.0	2.5	2.6	2.9	2.8	2.9	2.6	2.1	3.2
	全窒素	2.7	2.2	2.0	1.7	1.8	1.6	1.8	1.4	1.5	1.4
	全磷	0.16	0.11	0.11	0.084	0.11	0.093	0.12	0.10	0.082	0.13
朝倉川 境橋	流量	0.345	0.309	0.299	0.381	0.415	0.407	0.269	0.491	0.485	-
	BOD	1.0	1.2	1.0	0.6	0.8	0.8	0.7	1.3	1.6	1.4
	COD	2.5	3.0	2.7	2.6	2.7	3.0	2.5	2.7	2.4	3.7
	全窒素	2.7	2.2	2.3	1.9	2.1	2.4	2.6	2.2	2.5	3.5
	全磷	0.13	0.11	0.17	0.17	0.24	0.20	0.16	0.26	0.078	0.27

(単位) 流量:m³/sec、BOD、COD、全窒素、全燐:mg/L

調査地点名	項目	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
柳生川	流量	0.256	0.249	0.316	0.311	0.287	0.374	0.294	0.352	0.304	0.283
	BOD	3.4	2.8	3.2	3.2	6.3	2.7	4.8	2.7	3.4	3.3
	COD	5.8	6.8	6.4	6.9	8.6	6.4	8.4	6.3	6.4	6.3
柳生橋	全窒素	3.5	3.5	2.9	3.0	3.5	2.4	2.8	3.0	3.3	3.1
	全燐	0.35	0.29	0.28	0.29	0.39	0.32	0.29	0.33	0.33	0.34
柳生川	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	13	6.2	11	7.0	10	6.8	4.6	11	7.8	5.3
	COD	9.8	8.5	11	10	9.6	11	7.7	8.7	11	7.5
上富田橋	全窒素	2.8	2.6	3.1	2.3	3.3	3.2	2.3	3.2	3.2	2.9
	全燐	0.39	0.31	0.48	0.34	0.41	0.42	0.33	0.43	0.39	0.40
柳生川	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	6.2	4.2	4.8	3.6	5.6	6.6	5.2	6.1	3.7	3.4
	COD	7.3	7.7	8.1	8.1	6.4	7.7	6.7	5.6	8.0	5.7
市場橋	全窒素	2.4	2.4	2.4	2.1	3.3	3.0	2.4	3.0	2.8	2.9
	全燐	0.28	0.27	0.26	0.26	0.30	0.29	0.31	0.31	0.29	0.28
梅田川	流量	0.287	0.249	0.300	0.380	0.362	0.423	0.314	0.506	0.339	0.302
	BOD	4.9	4.7	4.5	3.1	3.6	5.0	3.4	4.2	6.5	4.0
	COD	7.7	8.4	8.2	7.2	7.5	8.4	7.3	7.5	8.0	7.6
飛越橋	全窒素	7.4	7.5	6.5	6.3	6.8	6.1	5.7	6.3	6.2	5.5
	全燐	0.80	0.80	0.87	1.1	1.1	1.2	0.59	0.63	0.74	0.94
梅田川	流量	1.032	0.936	0.934	0.989	1.276	1.253	0.968	1.460	1.134	1.013
	BOD	2.9	2.6	2.9	1.9	3.3	2.9	2.8	2.8	3.4	3.4
	COD	6.4	6.8	6.3	6.1	6.6	6.1	6.6	6.3	6.1	6.5
御厩橋	全窒素	8.3	8.1	7.4	7.4	8.7	7.3	7.3	7.6	7.5	7.6
	全燐	0.55	0.59	0.55	0.57	0.57	0.55	0.45	0.48	0.48	0.49
梅田川	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	3.8	1.9	2.0	2.8	3.8	3.7	2.9	4.1	2.5	2.5
	COD	6.6	7.0	6.3	7.2	6.6	7.5	6.5	4.6	7.4	6.4
植田橋	全窒素	6.4	5.0	6.0	5.2	7.3	6.8	6.3	4.8	6.2	5.4
	全燐	0.53	0.54	0.50	0.52	0.62	0.58	0.59	0.50	0.53	0.50

(単位) 流量:m³/sec、BOD、COD、全窒素、全燐:mg/L

調査地点名	項目	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
浜田川 佐久良橋	流量	0.445	0.399	0.367	0.395	0.459	0.330	0.404	0.455	0.468	0.383
	BOD	3.1	5.3	2.9	2.0	2.2	2.8	2.5	2.9	2.5	3.8
	COD	6.3	8.2	7.1	6.6	5.5	7.2	6.4	5.2	6.1	7.0
	全窒素	10	10	10	8.7	10	11	8.8	6.8	10	11
	全燐	0.71	0.85	0.76	0.62	0.74	0.72	0.82	0.79	1.1	0.78
佐奈川 浜田橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	1.2	1.2	1.3	1.3	0.7	2.3	1.8	1.1	1.4	1.1
	COD	3.4	4.1	4.0	4.1	2.4	5.5	3.7	3.2	2.4	3.7
	全窒素	3.4	3.3	4.5	4.7	4.2	4.6	4.3	3.5	4.4	4.1
	全燐	0.19	0.24	0.28	0.29	0.21	0.23	0.27	0.16	0.19	0.26
牛川第一 雨水幹線	流量	0.057	0.089	0.093	0.069	0.089	0.109	0.093	0.108	0.052	0.065
	BOD	1.2	2.3	1.0	0.6	0.9	1.7	0.9	0.8	1.5	0.8
	COD	2.2	2.4	2.6	1.5	1.3	2.0	1.7	1.6	1.5	1.8
	全窒素	3.8	3.6	4.4	2.9	2.9	3.7	3.6	2.9	5.4	5.7
朝倉川 合流点手前	全燐	0.28	0.56	0.69	0.23	0.65	0.69	0.32	0.20	0.64	0.23
江川 東海道 本線下	流量	0.089	0.155	0.269	0.109	0.353	0.095	0.438	0.108	0.140	0.135
	BOD	2.3	2.1	2.3	2.1	1.1	2.7	1.9	1.2	1.9	1.7
	COD	7.6	7.2	5.4	5.7	4.8	8.0	5.4	4.4	4.7	5.4
	全窒素	2.4	3.4	2.2	2.0	2.3	2.7	1.9	1.7	2.2	1.8
	全燐	0.29	0.20	0.23	0.23	0.42	0.36	0.43	0.31	0.16	0.18
二十間川 二十間橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	3.1	3.4	2.8	3.8	4.2	4.5	5.8	3.2	3.3	3.5
	COD	6.3	8.5	6.8	7.8	7.9	8.9	9.0	5.6	7.7	8.7
	全窒素	2.3	2.4	1.3	2.2	1.4	2.4	2.2	1.7	1.8	1.8
	全燐	0.35	0.35	0.41	0.28	0.31	0.36	0.35	0.37	0.22	0.38
殿田川 柳生川 合流点手前	流量	0.101	0.171	0.093	0.066	0.065	0.176	0.128	0.161	0.076	0.163
	BOD	6.6	10	5.2	7.6	8.4	7.7	8.8	6.0	4.5	7.7
	COD	9.4	10	8.3	9.6	8.9	9.8	11	5.8	7.4	9.8
	全窒素	4.9	6.3	4.1	4.7	5.0	5.3	5.3	3.6	5.0	5.7
	全燐	0.53	0.82	0.77	0.75	0.94	0.87	0.96	0.69	0.64	0.95
山中川 本興寺橋	流量	0.135	0.127	0.189	0.220	0.150	0.131	0.157	0.162	0.160	0.123
	BOD	2.4	2.4	2.4	1.9	1.9	3.4	2.2	2.3	2.5	1.7
	COD	6.1	6.0	4.7	5.4	4.7	5.6	5.1	4.0	5.4	5.3
	全窒素	2.5	3.4	1.6	2.0	2.1	2.4	2.9	2.1	2.6	2.6
	全燐	0.17	0.21	0.18	0.16	0.22	0.19	0.22	0.22	0.19	0.19

(単位) 流量:m³/sec、BOD、COD、全窒素、全磷:mg/L

調査地点名	項目	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
(県)境川 東海道 新幹線下	流量	0.061	0.067	0.082	0.088	0.107	0.063	0.097	0.128	0.110	0.070
	BOD	3.5	2.4	2.9	3.3	1.2	2.2	2.6	1.5	2.4	1.5
	COD	6.7	7.1	6.3	6.6	5.8	5.5	6.3	3.9	5.1	5.5
	全窒素	10	11	6.2	7.4	5.7	9.2	6.6	5.5	6.5	7.6
	全磷	0.44	0.44	0.49	0.46	0.39	0.27	0.30	0.23	0.20	0.30
落合川 落合橋	流量	0.196	0.201	0.189	0.260	0.251	0.237	0.174	0.251	0.220	0.176
	BOD	2.7	2.8	4.4	4.4	2.4	2.9	5.6	6.1	3.2	4.7
	COD	7.1	8.4	8.3	8.4	6.9	7.7	10	6.1	7.9	7.8
	全窒素	11	15	11	11	12	16	12	9.1	15	15
	全磷	0.54	0.66	0.75	0.69	0.60	0.69	0.73	0.70	0.61	0.63
権茂川 梅田川 合流点手前	流量	0.080	0.115	0.130	0.108	0.129	0.106	0.108	0.156	0.096	0.046
	BOD	8.2	8.2	6.9	7.7	8.3	5.3	5.6	4.2	16	8.9
	COD	8.7	13	9.0	9.1	6.8	6.8	6.5	5.5	7.9	7.5
	全窒素	11	12	10	12	10	11	8.2	7.8	9.8	8.5
	全磷	0.41	0.65	0.48	0.38	0.39	0.37	0.36	0.35	0.32	0.32
坪口川 坪口橋	流量	0.048	0.086	0.055	0.036	0.062	0.063	0.058	0.061	0.057	0.075
	BOD	3.1	3.0	3.7	3.7	4.1	5.1	3.0	2.9	3.6	3.7
	COD	5.8	6.2	6.9	6.7	5.7	7.5	5.7	5.1	6.0	4.6
	全窒素	13	14	11	12	13	15	11	9.3	11	9.3
	全磷	0.73	0.90	1.2	0.73	0.69	0.93	0.80	0.82	0.81	0.64
西の川 鎌田橋	流量	0.146	0.202	0.204	0.235	0.233	0.150	0.295	0.204	0.200	0.318
	BOD	3.8	3.3	3.3	3.0	3.1	3.5	3.5	5.7	6.5	2.8
	COD	7.8	9.6	6.5	7.1	6.6	7.2	6.5	5.3	7.7	6.2
	全窒素	14	14	8.9	11	11	14	10	8.8	12	11
	全磷	0.71	0.80	0.74	0.69	0.80	0.70	0.68	0.71	0.90	0.74
内張川 塩浜橋	流量	0.015	0.068	0.060	0.019	0.035	0.064	0.035	0.103	0.050	0.075
	BOD	2.3	2.2	1.7	1.8	0.8	1.9	1.0	1.7	1.9	1.3
	COD	3.5	5.2	4.3	4.4	3.9	3.8	3.4	3.8	4.7	4.0
	全窒素	4.4	6.3	3.6	3.7	4.6	5.4	4.3	2.9	4.4	3.6
	全磷	0.14	0.12	0.12	0.10	0.23	0.063	0.084	0.11	0.076	0.098
境川 万溪橋	流量	0.056	0.066	0.056	0.084	0.072	0.057	0.077	0.128	0.086	0.064
	BOD	3.4	3.4	2.3	2.7	1.5	3.3	2.7	1.7	2.7	1.5
	COD	7.1	8.2	5.5	7.0	5.9	6.9	6.6	3.6	5.4	5.2
	全窒素	6.7	6.2	3.6	4.7	5.1	4.3	4.9	2.5	3.5	3.7
	全磷	0.63	0.72	0.66	0.69	0.64	0.53	0.63	0.39	0.35	0.29

(単位) 流量:m³/sec、BOD、COD、全窒素、全磷:mg/L

調査地点名	項目	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
紙田川 境橋	流量	0.241	0.259	0.313	0.370	0.359	0.393	0.389	0.354	0.360	0.347
	BOD	5.3	3.7	4.0	4.8	6.5	5.3	5.2	5.0	5.7	4.2
	COD	9.6	8.2	7.4	8.2	8.4	8.9	7.1	5.9	7.0	8.3
	全窒素	12	14	10	11	12	14	11	8.0	12	14
切畑川 国道259号線下	全磷	1.1	0.69	0.80	0.92	1.2	1.0	0.85	0.61	0.69	0.83
	流量	0.020	0.021	0.017	0.028	0.016	0.027	0.029	0.034	0.015	0.029
	BOD	11	38	16	43	26	12	26	8.5	8.0	9.7
	COD	18	26	24	43	33	16	120	11	12	13
精進川 梅田川合流点手前	全窒素	14	25	26	25	22	18	34	9.2	12	14
	全磷	2.6	4.3	4.7	3.7	2.4	2.4	5.4	1.3	1.5	1.3
	流量	-	0.053	0.055	0.063	0.087	0.164	0.091	0.099	0.068	0.075
	BOD	2.3	3.9	2.9	2.2	3.6	2.7	3.3	2.3	3.7	4.7
沢渡川 梅田川合流点手前	COD	4.6	7.4	5.4	5.0	5.2	5.8	6.5	5.3	6.4	14
	全窒素	8.5	10	5.7	6.2	8.6	9.8	6.3	7.4	9.4	14
	全磷	0.19	0.26	0.22	0.16	0.24	0.20	0.18	0.18	0.14	0.31
	流量	-	0.023	0.019	0.020	0.024	0.030	0.037	0.046	0.020	0.030
藤並川 梅田川合流点手前	BOD	6.3	8.4	6.3	6.3	3.6	4.4	5.6	3.3	4.7	3.1
	COD	12	12	10	10	9.3	7.6	9.5	5.9	9.3	7.3
	全窒素	8.1	11	4.4	7.4	6.6	11	7.9	6.4	6.9	7.5
	全磷	0.51	0.50	0.45	0.30	0.32	0.33	0.33	0.31	0.11	0.19
百々川 梅田川合流点手前	流量	-	0.014	0.014	0.011	0.014	0.017	0.025	0.022	0.019	0.020
	BOD	5.3	4.3	3.6	3.3	2.5	4.1	4.1	2.8	2.3	3.0
	COD	7.8	7.3	6.1	5.9	5.3	6.6	7.9	3.7	5.4	6.1
	全窒素	6.9	8.3	5.8	6.7	6.5	9.1	6.8	5.7	6.3	7.6
植田大池排水路	全磷	0.62	0.69	0.85	0.64	0.75	0.83	0.96	0.66	0.56	0.81
	流量	-	0.019	0.015	0.015	0.014	0.040	0.015	0.018	0.013	0.024
	BOD	5.4	5.2	4.3	4.7	3.5	4.1	3.8	4.7	6.0	3.9
	COD	7.5	8.7	8.5	9.2	7.8	8.9	7.0	5.7	8.6	9.9
植田大池排水路	全窒素	5.0	6.4	5.1	5.0	4.5	6.8	3.3	4.4	6.1	7.5
	全磷	0.91	1.3	1.6	1.2	1.0	1.4	0.83	1.0	1.3	1.2
	流量	-	0.017	0.021	0.023	0.060	0.010	0.023	0.020	0.030	0.035
	BOD	3.9	4.5	3.2	7.0	4.9	4.1	6.4	5.3	3.2	3.9
植田大池排水路	COD	12	6.8	6.3	11	8.0	7.0	9.0	4.9	7.0	7.4
	全窒素	6.3	10	5.9	10	8.4	12	10	7.4	5.2	6.0
	全磷	0.55	0.72	0.88	0.96	0.67	0.87	0.79	0.81	0.43	0.41

(5)海域の水質平均値の経年変化(平成23年度～令和2年度)

(mg/L)

調査地点名	測定項目	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	
渥美湾(甲) (A-13) 新西浜沖	C O D	表層	4.5	5.2	3.8	4.5	5.9	4.6	4.8	4.3	3.9	4.3
		中層	3.7	4.3	3.1	4.3	4.9	4.2	4.2	3.7	3.3	4.2
		全層	4.1	4.8	3.4	4.4	5.4	4.4	4.5	4.0	3.6	4.3
	全窒素	表層	0.60	0.62	0.71	0.63	0.60	0.63	0.67	1.1	0.78	0.54
		中層	0.39	0.42	0.39	0.53	0.53	0.39	0.45	0.44	0.48	0.34
		全層	0.49	0.52	0.55	0.59	0.57	0.51	0.56	0.77	0.63	0.44
	全燐	表層	0.073	0.088	0.057	0.049	0.062	0.062	0.072	0.088	0.066	0.075
		中層	0.061	0.052	0.049	0.053	0.053	0.059	0.055	0.047	0.070	0.047
		全層	0.067	0.070	0.053	0.054	0.057	0.061	0.064	0.068	0.068	0.061
神野・田原地先海域 (A-11) 二十間川沖	C O D	表層	3.5	4.5	3.4	4.0	6.0	4.5	4.3	3.8	3.6	4.4
		中層	3.4	3.9	2.9	3.9	4.5	4.2	3.5	3.1	3.1	4.1
		下層	-	-	3.0	3.7	4.8	3.7	3.7	3.2	3.1	3.8
		全層	3.5	4.2	3.1	3.9	5.1	4.2	3.8	3.4	3.3	4.1
	全窒素	表層	0.45	0.42	0.46	0.63	0.63	0.41	0.41	0.47	0.46	0.35
		中層	0.45	0.36	0.42	0.41	0.42	0.42	0.31	0.36	0.41	0.34
		下層	-	-	0.33	0.41	0.36	0.38	0.29	0.40	0.38	0.32
		全層	0.45	0.40	0.41	0.48	0.47	0.40	0.34	0.41	0.42	0.34
	全燐	表層	0.054	0.055	0.045	0.054	0.079	0.050	0.046	0.061	0.056	0.048
		中層	0.047	0.047	0.039	0.048	0.045	0.048	0.044	0.045	0.060	0.044
		下層	-	-	0.038	0.056	0.047	0.058	0.040	0.046	0.060	0.049
		全層	0.050	0.051	0.041	0.053	0.057	0.052	0.046	0.050	0.059	0.047
神野・田原地先海域 (A-3) 神野ふ頭	C O D	表層	5.2	5.9	7.0	7.1	7.3	6.9	6.3	5.0	4.7	5.7
		中層	3.6	4.1	3.2	3.7	4.5	3.6	3.7	3.0	2.8	4.3
		下層	-	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-
		全層	4.4	4.7	5.1	5.6	5.9	5.3	5.0	4.0	3.8	5.0
	全窒素	表層	2.2	2.1	2.5	2.3	1.9	2.1	2.6	3.1	2.9	2.2
		中層	0.74	0.72	0.57	0.55	0.45	0.52	0.63	0.61	0.75	0.59
		下層	-	0.52	-	-	-	-	-	-	-	-
		全層	1.5	1.1	1.5	1.4	1.2	1.3	1.6	1.8	1.8	1.4
	全燐	表層	0.23	0.20	0.21	0.25	0.23	0.25	0.22	0.24	0.28	0.26
		中層	0.097	0.088	0.069	0.10	0.084	0.088	0.10	0.15	0.11	0.089
		下層	-	0.086	-	-	-	-	-	-	-	-
		全層	0.16	0.12	0.14	0.21	0.16	0.17	0.16	0.20	0.20	0.18
神野・田原地先海域 (A-12) 木材港	C O D	表層	4.0	4.4	4.9	4.9	6.4	4.8	4.6	3.6	3.2	4.6
		中層	3.1	3.8	3.4	3.6	4.7	3.3	3.7	2.6	2.6	3.6
		全層	3.6	4.1	4.2	4.6	5.6	4.1	4.2	3.1	2.9	4.1
	全窒素	表層	0.68	0.97	1.1	1.2	1.3	0.90	1.2	0.87	0.97	0.98
		中層	0.43	0.58	0.56	0.52	0.54	0.48	0.48	0.57	0.78	0.40
		全層	0.56	0.78	0.85	0.87	0.91	0.71	0.86	0.72	0.88	0.69
	全燐	表層	0.13	0.14	0.15	0.16	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14
		中層	0.086	0.085	0.087	0.083	0.089	0.090	0.076	0.11	0.11	0.10
		全層	0.11	0.11	0.12	0.16	0.12	0.12	0.11	0.12	0.12	0.12

(7)底質調査結果

調査地点		豊川	豊川 放水路 前芝 大橋	柳生川	柳生川	梅田川	海域 A-3	海域 A-11	海域 A-12	海域 A-13	
		渡津橋		柳生橋	市場橋	御厩橋	神野 ふ頭	二十間 川沖	木材港	新西浜沖	
測定項目		令和2年10月19日					令和2年11月12日				
採取年月日											
一般項目	気温	℃	14.2	14.0	14.5	14.6	14.3	11.0	11.0	11.7	10.5
	泥温	℃	17.0	17.2	19.2	20.0	18.0	15.8	14.8	15.7	14.5
	臭気		無臭	微土臭	微土臭	強硫化 水素臭	微川藻 臭	微硫化 水素臭	微硫化 水素臭	微硫化 水素臭	微硫化 水素臭
	強熱減量	%	1.4	1.9	1.4	7.7	1.1	16.5	22.5	24.2	7.8
	含水率	%	25.4	25.3	27.2	39.5	19.3	71.0	81.1	68.5	48.0
	酸化還元電位	mV	+140	-92	+250	-400	+300	-310	-230	-230	-150
	pH		7.3	7.4	6.8	7.3	7.5	8.2	7.8	8.2	8.0
	C O D	mg/g	1.7	4.3	2.6	33	0.6	44	79	43	20
健康項目	カドミウム	mg/kg	<0.05	<0.05	<0.05	0.46	<0.05	0.39	0.60	0.07	<0.05
	全シアン	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	鉛	mg/kg	3.4	2.9	4.2	37	4.0	30	34	17	6.5
	砒素	mg/kg	1.1	1.2	0.8	6.6	1.1	11	9.7	11	7.1
	総水銀	mg/kg	<0.01	0.01	<0.01	0.03	<0.01	0.16	0.36	0.17	0.09
	PCB	mg/kg	<0.01	<0.01	<0.01	0.08	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
特殊項目	フェノール類	mg/kg	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4	0.2	0.1	<0.1
	銅	mg/kg	5.7	6.9	11	76	14	71	92	41	11
	亜鉛	mg/kg	34	32	71	300	58	410	340	150	53
	クロム	mg/kg	22	25	14	81	19	80	220	81	36
	全窒素	mg/kg	200	360	400	2200	150	1400	1500	1300	420
	全磷	mg/kg	290	200	250	730	260	1700	1600	1800	440

(注) 底質の処理・処分等に関する指針

- ①ダイオキシン類 150pg-TEQ/gを超えるもの
- ②水 銀 25mg/kgを超えるもの(河川・湖沼)
 海域については平均潮差、溶出率及び安全率等により算出した値とする。
 ただし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。
 河口部において潮汐の影響を強く受ける場合は海域に準ずる。
- ③P C B 10mg/Kgを超えるもの

4. 騒音・振動

(1) 騒音・振動に係る環境基準

ア. 騒音の環境基準

昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
 改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第 895 号
 改正 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
 改正 平成 11 年 3 月 26 日 愛知県告示第 261 号
 改正 平成 24 年 3 月 30 日 豊橋市告示第 124 号

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	2車線以上の車線 を有する道路 に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 <small>都市計画区域で用途地域の定められていない地域</small>			2車線以上の車線 を有する道路 に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	車線を有する道路 に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

時間区分: 昼間…6:00～22:00 夜間…22:00～翌日の6:00

(備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※ 「幹線道路を担う道路に近接する空間(高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道等の道路端から15ないし20メートルの範囲)」については、特例として次の基準が定められている。

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては、45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。	

イ. 新幹線鉄道騒音に係る騒音の環境基準

昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号
 昭和 52 年 4 月 30 日 愛知県告示第 484 号
 改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第 897 号

地域の種類	該当地域	基準値
I	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域及び市街化調整区域	70 デシベル以下
II	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	75 デシベル以下

東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ 400 メートルまでの地域。ただし、鉄けた橋りょうについては、左右両側にそれぞれ 600 メートルまでの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心に、それぞれ橋りょうの反対側に半径 600 メートルの円内の地域とし、トンネルのうち、坂の坂トンネルに限り、トンネルの出入口と線路の中心線の交点を中心にそれぞれトンネル側に半径 400 メートルの円内の地域。ただし東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

(2)騒音・振動に係る限度値

ア. 自動車騒音の限度

昭和 46 年 6 月 23 日 総理府 令第 3 号
 厚生省
 昭和 50 年 3 月 26 日 愛知県告示第269号
 改正 平成 5 年 10 月 28 日 総理府 令第 47 号
 改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第894号
 改正 平成 11 年 3 月 17 日 豊橋市告示第 50 号
 改正 平成 12 年 3 月 17 日 豊橋市告示第 52 号

区域 区分	該 当 地 域	道路に面する区域				幹線道路 近接区域	
		1 車 線		2車線以上		昼 間	夜 間
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間		
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	70 デシベル
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			75 デシベル	70 デシベル		
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75 デシベル	70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル		

時間区分:昼間…6:00～22:00 夜間…22:00～翌日の6:00

イ. 道路交通振動の限度

昭和 52 年 10 月 17 日 愛知県告示第1049号
 改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第 900 号
 改正 平成 11 年 3 月 17 日 豊橋市告示第 51号

区域の 区 分	地 域	時間の区分	昼 間	夜 間
			7時～20 時	20 時～7時
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域及び準住居地域		65 デシベル	60 デシベル
第2種 区 域	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 市街化調整区域		70 デシベル	65 デシベル

5. 悪臭

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域

規制地域は市内全域で、その区分は次のとおりです。

地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
該当する地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	準工業地域 工業地域 市街化調整区域のうち住宅団地	工業専用地域 市街化調整区域
色分け	赤	黄	緑

備考 この表において、赤、黄及び緑とは悪臭規制地域図における当該地域を表す色を指し、同図面は本市環境部環境保全課に備えています。

(2) 悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準は次のとおりです。

区 分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場事業場の敷地境界 (1号基準)	12	15	18
気体排出口 (2号基準)	排出口から排出した臭気が、地表に着地したときの最大濃度が事業場敷地境界上の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場毎に算出します。		
排出水(3号基準)	28	31	34

参考 臭気指数12は、採取した空気を16倍に希釈した場合に臭気を感じないことです。同様に、臭気指数15は32倍、臭気指数18は64倍に希釈した場合に臭気を感じないことです。

6. ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類に係る環境基準 (平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l以下
水 底 の 底 質	150 pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下

備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁(水底の底質を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(2)ダイオキシン類に係る毒性等価係数

ア. ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)		ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)	
異性体	毒性等価係数	異性体	毒性等価係数
2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン	0.1	2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾフラン	0.03	1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
2,3,4,7,8-五塩化ジベンゾフラン	0.3		
1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
1,2,3,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,6,7,8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
1,2,3,7,8,9-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,7,8,9-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
2,3,4,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1		
1,2,3,4,6,7,8-七塩化ジベンゾフラン	0.01	1,2,3,4,6,7,8-七塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.01
1,2,3,4,7,8,9-七塩化ジベンゾフラン	0.01		
1,2,3,4,6,7,8,9-八塩化ジベンゾフラン	0.0003	1,2,3,4,6,7,8,9-八塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.0003
その他	0	その他	0

イ. コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)

異性体	IUPACNo.	毒性等価係数
3,4,4',5-四塩化ビフェニル	#81	0.0003
3,3',4,4'-四塩化ビフェニル	#77	0.0001
3,3',4,4',5-五塩化ビフェニル	#126	0.1
3,3',4,4',5,5'-六塩化ビフェニル	#169	0.03
2',3,4,4',5-五塩化ビフェニル	#123	0.00003
2,3',4,4',5-五塩化ビフェニル	#118	0.00003
2,3,3',4,4'-五塩化ビフェニル	#105	0.00003
2,3,4,4',5-五塩化ビフェニル	#114	0.00003
2,3',4,4',5,5'-六塩化ビフェニル	#167	0.00003
2,3,3',4,4',5-六塩化ビフェニル	#156	0.00003
2,3,3',4,4',5'-六塩化ビフェニル	#157	0.00003
2,3,3',4,4',5,5'-七塩化ビフェニル	#189	0.00003

注：表ア及びイに示す毒性等価係数は、WHO-TEF(2006)と同じものである。

：表イに示すIUPACNo.は、国際純粋応用化学連合で定めた物質の番号である。

7.廃棄物

(1) 一般廃棄物処理計画

豊橋市告示第127号

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年豊橋市条例第20号）第9条及び第16条第1項の規定により、令和3年度一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

令和3年4月1日

豊橋市長 浅井 由崇

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2. 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

3. 一般廃棄物の排出量の見込み

(1) 排出量の見込み

区 分	排 出 量
ご み ※	130,036 t
し 尿	1,600kl
浄化槽汚泥	49,100kl
浄化槽汚泥（乾燥）	70 t
浄化槽汚泥（脱水）	150 t

※種別ごとの排出量内訳は、6. I (2) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画のとおり

4. 一般廃棄物の分別区分

(1) 家庭廃棄物の分別区分

区 分	対 象 品 目 (具 体 例)
もやすごみ	資源にならない紙くず (ティッシュ、おむつ、汚れた紙類など)、汚れたプラスチック容器包装類、汚れた布類、革製品、30 cm以内の日用品類 (金属製品以外)、木の板、木の枝 等
生ごみ	野菜、総菜、果物、穀類、調理くず、食べ残し、菓子類、肉類、魚介類 等
びん・カン	びん：飲料・食品用のガラス製のびん、化粧品のびん カン：飲料・食品用のアルミ缶、スチール缶
プラマークごみ	ボトル類、トレイ・パック類、袋類、カップ類、ペットボトルのキャップ・ラベルなどの内、汚れていないものまたは、水ですすいで汚れが取り除けるもの
ペットボトル	飲料用、調味料用のペットボトル
危険ごみ	蛍光管、有水銀類、ガスライター、スプレー缶、針類、刃物類 等
こわすごみ	60 cm未満の小型家電類、その他 120 cm未満の日用品類
布類	衣類、ハンカチ、タオル、カーテン、シーツ等の内、汚れていないもの
うめのごみ	割れたびん、陶磁器類、ガラス製品、ブロック、レンガ類 等
古紙	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ、牛乳パック等
大きなごみ	指定品目 (電子レンジ、カーペット、布団、ベッド、自転車 等) 指定品目以外 (1 辺が 60 cm以上の電気・ガス・石油器具類、高さ 90 cm以上または幅 120 cm以上の家具類、1 辺が 120 cm以上のその他のもの)

(2) 事業系廃棄物

区 分	対 象 品 目 (具 体 例)
紙くず	書類、伝票、シュレッダー紙くず 等
木くず	剪定枝、木板、刈草 等
繊維くず	木綿くず、羊毛くず、畳、その他の天然繊維 等
動植物性残さ	食品の売れ残り、食品の食べ残し、調理残さ、魚アラ、茶殻、コーヒーかす 等
その他の一般廃棄物	動物のふん尿 等

5. 一般廃棄物の受入施設と処理主体

区分	受入施設	処理主体		
		収集・運搬	処分 ^{※3}	
家庭廃棄物 ^{※1} ※9	もやすごみ	豊橋市資源化センター	市（直営及び委託業者）、又は許可業者 ^{※2}	市（直営）
	生ごみ	豊橋市バイオマス利活用センター	市（直営及び委託業者）、又は許可業者 ^{※2}	市（委託業者）
	びん・カン	豊橋市資源リサイクルセンター	市（直営及び委託業者）、又は許可業者 ^{※2}	
	プラマークごみ	豊橋市プラスチックリサイクルセンター		
	ペットボトル	豊橋市プラスチックリサイクルセンター、及び豊橋市資源リサイクルセンター		
	危険ごみ	豊橋市資源化センター	市（直営及び委託業者）、又は許可業者 ^{※2}	市（直営）及び委託業者 ^{※4}
	こわすごみ ^{※5}	豊橋市資源化センター	市（直営及び委託業者）、又は許可業者 ^{※2}	市（直営及び委託業者）
	布類	環境センター、リサイクルステーション	市（直営及び委託業者）、又は排出者、許可業者 ^{※2}	民間
	うめのごみ	豊橋市廃棄物最終処分場	市（直営及び委託業者）、又は許可業者 ^{※2}	市（直営）
	古紙	環境センター、リサイクルステーション、民間古紙回収拠点	排出者、又は許可業者 ^{※2}	民間
	大きなごみ	豊橋市資源化センター ^{※6} 、民間 ^{※7}	市（直営）、又は排出者、許可業者 ^{※2}	市（直営）及び民間 ^{※7}
事業系廃棄物	紙くず	豊橋市資源化センター	排出事業者 ^{※8} 、又は許可業者 ^{※2}	市（直営）
	木くず	豊橋市資源化センター	排出事業者 ^{※8} 、又は許可業者 ^{※2}	市（直営）
	繊維くず	豊橋市資源化センター	排出事業者 ^{※8} 、又は許可業者 ^{※2}	市（直営）
	動植物性残さ	豊橋市資源化センター、又は豊橋市バイオマス利活用センター	排出事業者 ^{※8} 、又は許可業者 ^{※2}	市（直営及び委託業者）
	その他の一般廃棄物	豊橋市資源化センター、又は豊橋市廃棄物最終処分場	排出事業者 ^{※8} 、又は許可業者 ^{※2}	市（直営）
し尿及び浄化槽汚泥	豊橋市バイオマス利活用センター	許可業者 ^{※2}	市（直営及び委託業者）	

※1 家庭廃棄物は、一度に多量の排出があるなどのやむを得ない理由があるとき、又は市が臨時に受け入れる必要があると認めたときは、排出者が自ら市が指定した場所へ持ち込むことができる。

※2 許可業者は別表1のとおり。

※3 ()内は処分する施設を運転管理する主体を示す。

※4 危険ごみのうち、蛍光管・水銀類は委託業者により処理する。

※5 こわすごみのうち、使用済小型電子機器等に該当するものは、6. I (3) オ)に基づき、排出者が自ら使用済小型電子機器等回収拠点へ持ち込むことができる。

※6 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）を除く。

※7 個別法の規定に基づく民間施設であって、家電4品目、又は使用済小型電子機器等の受け入れ、及び資源化に限る。

※8 予め、投入許可証を取得した者に限る。

※9 自治会等の団体が古紙、布、カンなどを地域資源回収により集めるときは、市民は対象物を地域資源回収に供することができる。

6. 処理計画

I ごみ処理実施計画

豊橋市廃棄物総合計画に基づき、以下のとおりごみの処理を推進する。

(1) 令和3年度の主な取り組み

ア) ごみ減量の推進

- ・ 530市民の育成

幼児教育から高等教育まで切れ目のない環境教育や自治会や市民団体等を対象とした出前講座、530のまち環境フェスタ等のイベントを通じて、ごみの減量や分別、リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することが出来る530市民の育成に取り組む。

- ・ 市民意識の啓発

広報紙やクリーンカレンダー、家庭ごみガイドブックや転入者用の指定ごみ袋セット等を配布するとともに、スマートフォン及びタブレット端末向けごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」や「ゴミ丸」の普及啓発を通じたごみ分別の徹底と効果的なごみ減量に向けた情報発信を行う。

また、外国人市民も意識した、やさしい日本語や多言語での情報発信に努める。

- ・ ごみ処理施設見学会の開催

ごみ処理の現状を深く知ってもらい、ごみについての教育・啓発の場とすることを目的に、募集した市民や清掃指導員、学校及び希望団体等を対象にしたごみ処理施設見学会を随時実施する。

- ・ ごみ処理コストの情報発信

ごみ処理費用についての情報を市民にわかりやすくPRすることで、ごみの処理に対するコスト意識を市民に促し、ごみ減量の推進を図る。

- ・ プラスチックごみの削減

マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、使い捨て（ワンウェイ）プラスチック削減に関する取組みを実施する。

- ・ 民間古紙回収拠点の利用促進

古紙リサイクルヤードや古紙回収業者がスーパーやホームセンターなどの民有地内に設置した古紙回収コンテナの利用について、家庭ごみガイドブックやごみ分別促進アプリ、事業系ごみガイドブックなどを通じて市民や事業者へ周知し、もやすごみの約2割を占める資源化可能な古紙や事業系の古紙の分別を促すことでごみの排出抑制を図る。

- ・ 事業系一般廃棄物の減量促進

一定規模以上又は、多量の一般廃棄物を排出する事業用建築物の所有者に対して減量計画書の提出を求めるほか、事業系ごみガイドブック等を活用し、事業所におけるごみ減量の促進を図る。

イ) 資源化の促進

- ・ 古紙のリサイクル推進
「もやすごみ」の約2割を占める、リサイクル可能な古紙、なかでもその半分以上を占める雑がみについて、雑がみグランプリの開催や雑がみ分別袋の配布、ごみ分別促進アプリなどを活用した広報活動を通して資源化を呼びかけるとともに、「雑がみは資源」という意識を市民へ浸透させることで、古紙の分別、資源化の推進を図る。
- ・ 生ごみのリサイクル推進
家庭及び事業所等から排出される生ごみの利活用の推進に向け、市民や事業者に対し積極的な周知・啓発を行い、協力及び適正排出を呼びかける。
- ・ 資源ごみのリサイクル推進
古紙や布類、びん・カン、ペットボトル、プラマークごみ等の資源ごみのリサイクルについて周知・啓発を図るとともに、地域資源回収やごみステーションへの適正排出を呼びかける。
- ・ 使用済小型電子機器等のリサイクル推進
家庭廃棄物のうち、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条に規定する小型電子機器（以下「使用済小型電子機器等」という。）に該当するものを市が指定する施設で拠点回収する。また、「こわすごみ」や「大きなごみ」から使用済小型電子機器等を選別回収し、有価金属類等の回収の拡大を図る。
- ・ 金属類の回収・スラグの活用
資源化センターに搬入されるごみの中から有価金属類を資源として回収する。また、ごみの焼却処理で発生するスラグの有効活用を図る。
- ・ 剪定枝のリサイクル推進
資源化センターに持ち込まれる剪定枝をチップ化し、有効活用を図る。
- ・ 地域資源回収の活性化
校区・町自治会やPTA等が行う地域資源回収に奨励金を交付する。また、雑がみなどの資源の積極的な回収を促すため、古紙回収ボックスなどの資源回収容器を希望する地域資源回収実施団体へ貸与する。さらに、ごみステーションを利用した地域資源回収の実施を校区・町自治会に促すことで、地域資源回収の利便性向上や回収頻度の増加を図る。
- ・ リサイクルステーション事業の実施
資源回収拠点であるリサイクルステーションで、古紙、布類、食用油及び使用済小型電子機器等を回収し、資源化する。
- ・ 再生家具等及び再生自転車の利活用
大きなごみの中から使用できる家具類等や自転車を清掃・補修し、再生家具等・再生自転車として展示・販売等利活用を実施する。

ウ) 安定的なごみ処理

- ・ 環境にやさしい次世代自動車の導入
ごみ収集車両へのクリーンディーゼル車の導入を推進する。
- ・ ふれあい収集の推進
ごみステーションへのごみの持ち出しが困難な高齢者等の世帯を対象に、ごみを戸別収集する「ふれあい収集」に取り組む。
- ・ 大きなごみ証紙売りさばき場所の拡大
大きなごみの戸別収集に必要な大きなごみ証紙の取扱店を増やし、証紙を買い求めやすくすることで、大きなごみの戸別収集の利用促進を図り、資源化センターへの直接搬入が困難な市民が大きなごみを処理しやすい環境を整える。
- ・ ごみ搬入車両の増加対策
市民の自家用車による直接搬入に伴い発生する資源化センター周辺道路の渋滞を緩和するため、ごみステーションへの持ち出しの周知・啓発により意識の高揚を図るとともに、必要に応じてお盆や年末などの搬入集中期間における臨時持込場所開設などを実施し、円滑な施設運営に努める。
- ・ ごみ処理施設の適正管理
資源化センターをはじめとした、ごみ処理施設の安全・安心な運転管理の徹底と適正な保守管理に努める。
- ・ 広域ごみ処理施設整備の推進
豊橋田原ごみ処理施設の整備に向けて、事業者募集のための実施方針及び要求水準書を作成する。
- ・ 最終処分場の延命化
ごみの減容や脱塩残渣の発生抑制による最終処分量の減量に努めると同時に、平成30年度に仮埋立をしたもやすごみや過去に埋め立てたごみの掘起し・焼却処分による残余容量の回復に取り組み、最終処分場の延命を図る。
- ・ 最終処分場内の環境対策
最終処分場内の緑化や埋立終了後の施設の適切な維持管理を行い、環境の保全に努める。
- ・ サーマルリサイクルの推進
資源化センターの焼却施設で発生する熱エネルギーを、廃棄物発電や「りすば豊橋」等の周辺施設で活用し、サーマルリサイクルの推進に努める。

エ) 災害廃棄物への即応力

- ・ 市民への周知啓発
クリーンカレンダーへの掲載や啓発チラシの配布などにより、災害廃棄物の処理に関するルールを市民に周知する。

オ) 三者の協働と適正処理の徹底

- ・ 530運動の推進
「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、市民・事業者・行政が一体となって環境実践活動に取り組むことにより、環境に配慮したまちづくりの実現を目指す。
- ・ 清掃指導員の活動支援
ごみの分別や持ち出しルールの徹底を指導・啓発するために、町自治会から推薦を受け、市が委嘱する清掃指導員の活動を支援するために、研修や出前講座等を実施する。
- ・ マイボトル等の利用促進
マイボトル等への飲料提供に対応する飲食店等や無料給水スポットの情報をアプリなどで発信することで、環境に配慮した事業活動を促し、協働してプラスチック削減に取り組む。
- ・ 家庭ごみの組成分析調査
家庭から出るごみの排出・分別状況を把握するために地域ごとのごみ組成分析調査を行い、その結果を市民への啓発や市が行うごみの収集・処理業務の改善検討作業に活用する。
- ・ 指定ごみ袋制度等による分別精度の向上
もやすごみ、こわすごみ及び生ごみの指定ごみ袋制度により分別精度の向上を図る。また、家庭ごみガイドブックの配布や広報紙等を通じて、市民にごみの分別を分かりやすく説明し、ごみ分別の徹底を呼びかける。
- ・ 不法投棄防止対策
自治会等との協働や監視パトロールなどによる、不法投棄防止対策に取り組む。
- ・ 資源物の持ち去り防止対策の実施
ごみステーションからの資源物の持ち去りを条例で禁止し、監視指導員による巡回パトロールや監視カメラの設置により、持ち去り防止対策の強化を図る。
- ・ 事業者への啓発活動の推進
関係団体や関係機関とも連携しつつ、広報紙やチラシ、事業系ごみガイドブック、事業系ごみ対策リーフレットを用いて、市内の排出事業者へ事業系ごみの適正処理に関する周知を図る。
- ・ 事業者への情報発信
外部講師を招いた排出事業者向け説明会を開催し、広く排出事業者に事業系ごみの適正処理に関する情報を提供する。
- ・ 事業系ごみの適正処理に関する手法の検討
事業系ごみの処理状況、他都市の動向などを調査し把握しつつ、事業系ごみの適正処理を推進するための手法の検討を進める。

【参考1】資源化量の見込み

区 分	資源化量
びん・カン	2, 7 2 6 t
ペットボトル	5 6 0 t
布類（ステーション収集分）	5 6 0 t
プラスチック製容器包装	2, 9 9 6 t
古紙、布類、食用油、使用済小型電子機器類等 （リサイクルステーション等）	6 5 9 t
古紙、布類、アルミ・スチール缶（地域資源回収）	6, 4 6 0 t
スラグ	4, 0 1 6 t
木質チップ	1, 4 0 0 t
再生家具・自転車	9 t
生ごみ	1 3, 5 4 4 t
その他中間処理施設での資源化量	2, 6 1 3 t
最終処分場からの資源	5 t
古紙回収業者による資源化量	5, 2 1 0 t

【参考2】市が処理する産業廃棄物の排出量の見込み

区 分	排 出 量
資源化センター搬入分	4, 0 0 0 t
最終処分場搬入分	3 9 6 t

(2) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

単位：t

区分	種別	排出量の見込み	収集・運搬				中間処理						最終処分	廃家電 指定引取 場所 (市外)		
			収集の方法 (集積場所)	ごみステーション への持ち出し方法 (持ち出し袋)	収集回数	運搬体制	豊橋市資源化センター /西部環境センター			豊橋市 資源 リサイクルセンター	豊橋市 プラスチック リサイクルセンター	豊橋市 バイオマス 利活用 センター			民間施設	豊橋市 廃棄物 最終処分場
							焼却処理 施設	再利用 施設	剪定枝 リサイクル 施設							
家庭収集ごみ	もやすごみ	46,000	ステーション収集 (ごみステーション)	指定ごみ袋	週2回	内17,460tは 東部中継施設経由	46,000									
	生ごみ	14,400	ステーション収集 (ごみステーション)	指定ごみ袋	週2回						14,400					
	びん・カン	3,510	ステーション収集 (ごみステーション)	透明・半透明の袋	週1回					3,510						
	ブラマークごみ	4,280	ステーション収集 (ごみステーション)	透明・半透明の袋	週1回	内1,330tは 東部中継施設経由					4,280					
	ペットボトル	560	ステーション収集 (ごみステーション)	透明・半透明の袋	週1回					560						
	危険ごみ	190	ステーション収集 (ごみステーション)	透明・半透明の袋	4週1回			190								
	こわすごみ	※1 4,280	ステーション収集 (ごみステーション)	指定ごみ袋	4週1回			4,280								
	布類	1,120	ステーション収集 (ごみステーション)	透明・半透明の袋	8週1回		560	※2 (1,120)					560			
	うめるごみ	870	ステーション収集 (ごみステーション)	透明・半透明の袋	8週1回									870		
	大きなごみ(戸別収集分)	310	戸別有料収集	—	随時			290							※6 20	
持ち込みごみ	家庭持ち込み・530ごみ※3	6,030	直接持ち込み	—	—			5,670						360		
	罹災ごみ	500	直接持ち込み	—	—			300						200		
公共廃棄物	脱水汚泥(一部産廃)	929	直接持ち込み	—	—		533							396(産廃)		
	その他の公共廃棄物	1,740	直接持ち込み	—	—		467	718						555		
事業系ごみ	一般廃棄物	持ち込み	11,081	直接持ち込み	—	—		8,163	2,918							
		許可業者	27,419	直接持ち込み	—	—		24,490	29			2,900				
		剪定枝	1,400	直接持ち込み	—	—				1,400						
	産業廃棄物	4,000	直接持ち込み	—	—		1,006	2,994								
リサイクル ステーション等	古紙	456	拠点回収 (リサイクルステーション) (環境センター)	—	—								456			
	布類	362		—	—								362			
	使用済小型電子機器等※4	11		—	—								11			
	食用油※5	11		—	—								11			
他市町村から 搬入されるごみ	使用済小型電子機器	29	—	—	—								2			
	容器包装廃棄物	237	—	—	—								237			
他市町村へ 搬出するごみ	特定家庭用機器廃棄物※6	43	—	—	—									43		
	事業系一般廃棄物	7	—	—	—								7			
ごみ処理により 発生する残渣等 (再処理) ※7	資源化センター/西部環境センター残渣 バイオマス利活用センター残渣 資源リサイクルセンター残渣 プラスチックリサイクルセンター残渣 廃棄物最終処分場掘起しごみ	40,881	—	—	—		31,579	15					9,287			
民間古紙回収	古紙	5,210	—	—	—							5,210				

※1 家庭収集ごみのこわすごみの排出量の見込みは、ステーション収集で集めるパーソナルコンピューターを除く使用済小型電子機器等の見込みの排出量を含む。

※2 豊橋市資源化センター(再利用施設)に搬入された布類は、民間の再生業者で再生処理される。

※3 530ごみは、530専用袋または指定ごみ袋を使用することでごみステーションへ持ち出すことができる。

※4 受入基準は6.1(3)オ)に記載の内容に準拠する。

※5 環境センターを除く。

※6 大きなごみ(戸別収集分)のうち、特定家庭用機器廃棄物は他市の廃家電指定引取場所へ搬出。

※7 ごみ処理により発生する残渣等には、産業廃棄物の処理により発生する残渣、前年度ビット残(資源化センター・焼却処理施設)を含む。

(3) ごみ集積場所の概要

ア) ごみステーション

豊橋市ごみステーション設置に関する指導要綱第2条第1号に定める、家庭廃棄物の持ち出し場所

イ) リサイクルステーション

資源の再利用を推進するために市が設置する、古紙、布類、食用油及び使用済小型電子機器等の家庭廃棄物を回収する拠点

名 称	所在地
リサイクルステーションイオン豊橋南店	豊橋市野依町字落合1番地12
リサイクルステーションあずまだ	豊橋市東雲町30番地4

ウ) 環境センター

市内3ヶ所にあるごみ収集車の車庫などの機能を持つごみ収集の基地
古紙、布類及び使用済小型電子機器等の家庭廃棄物を回収する拠点としても機能する

名 称	所在地
東部環境センター	豊橋市飯村町字高山11番地19
南部環境センター	豊橋市東七根町字宝地道24番地
西部環境センター	豊橋市神野新田町字京ノ割46番地1

エ) 民間古紙回収拠点

民間事業者が、回収拠点として古紙を回収する古紙リサイクルヤードと、スーパーやホームセンターなどが敷地内に自主的に設置したコンテナ等を用いて古紙を回収する拠点

オ) 使用済小型電子機器等回収拠点

家庭廃棄物のうち、使用済小型電子機器等を回収する市内の公共施設、又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者

なお、回収する使用済小型電子機器等は東部環境センター、南部環境センター、西部環境センターの3施設については1辺60cm未満のものに、リサイクルステーションあずまだについてはパーソナルコンピューターを除く1辺60cm未満のものに、その他14の公共施設についてはパーソナルコンピューターを除く幅27cm、高さ16cm、奥行30cm未満のものに限る

また、家庭廃棄物のうち、こわすごみに含まれる使用済小型電子機器等を回収拠点へ持ち込むときは指定ごみ袋を用いなくてもよい

名 称	所在地
東部環境センター	豊橋市飯村町字高山11番地19
南部環境センター	豊橋市東七根町字宝地道24番地
西部環境センター	豊橋市神野新田町字京ノ割46番地1
リサイクルステーションイオン豊橋南店	豊橋市野依町字落合1番地12
リサイクルステーションあずまだ	豊橋市東雲町30番地4
豊橋市役所	豊橋市今橋町1番地
石巻窓口センター	豊橋市石巻本町字市場111番地
駅前窓口センター	豊橋市駅前大通二丁目33番地の1
西部窓口センター	豊橋市牟呂町字内田22番地の2
東部窓口センター	豊橋市中岩田一丁目12番地の2
大清水窓口センター	豊橋市大清水町字彦坂10番地の7
南部窓口センター	豊橋市富本町字国隠67番地
高師台窓口センター	豊橋市曙町字南松原114番地
二川窓口センター	豊橋市大岩町字東郷内56番地の4
こども未来館 ここにこ	豊橋市松葉町三丁目1番地
視聴覚教育センター	豊橋市大岩町字火打坂19番地16
中央図書館	豊橋市羽根井町48番地
保健所・保健センター ほいっふ	豊橋市中野町字中原100番地
株式会社紅久 本社工場	豊橋市神野新田町字チノ割12
株式会社紅久 東工場	豊橋市三弥町字元屋敷90

(4) 廃棄物処理施設等の概要

ア) 中継施設

施設名	所在地	中継方式	公称能力
豊橋市 東部中継施設	豊橋市飯村町字高山11番地19	コンパクト・コンテナ方式	150t/日

イ) 中間処理施設

施設名	所在地	施設区分	型式	公称能力
豊橋市 資源化センター	豊橋市豊栄町 字西530	焼却施設	熱分解・高温燃焼熔融炉 ストーカ式	200t/日×2基 150t/日×1基
		再利用施設	前処理用切断式破砕機 回転式破砕機 前処理用切断機	70t/日
		剪定枝 リサイクル施設	破砕機 膨潤機	10t/日
豊橋市 資源リサイクル センター	豊橋市東七根町 字宝地道31～33	資源リサイクル センター	選別圧縮梱包式	45t/日 (びん・カン、金属類) 4.2t/日 (ペットボトル)
豊橋市 プラスチック リサイクルセンター	豊橋市東七根町 字宝地道40の1	プラスチック リサイクルセンター	機械選別 手選別 圧縮減容梱包	29t/日
豊橋市 バイオマス 利活用センター	豊橋市神野新田町 字中島75-2	メタン発酵施設	中温湿式メタン発酵 (嫌気性消化法)	59t/日(生ごみ) 121m ³ /日 (し尿・浄化槽汚泥)

ウ) 最終処分地

最終処分場名	所在地	埋立方法	埋立地面積	全体容量
豊橋市廃棄物最終処分場 第5次第Ⅱ工区	豊橋市高塚町字東大縄手 446番地ほか2筆	準好気性 埋立処理	126,507m ²	1,746,000m ³
豊橋市廃棄物最終処分場 第6次第Ⅰ工区	豊橋市高塚町字東大縄手 445番地ほか1筆	準好気性 埋立処理	25,000m ²	262,000m ³

(5) 市が処理をしないもの (適正処理困難物)

区 分	指定品目	処理の方法
危険性・引火性のあるもの	消火器、プロパンガスボンベ、 廃油、灯油、塗料、バッテリー、 シンナー、充電式電池	製造業者、販売店等による引き取り、または適正処理が可能な業者に処理を依頼する。
有害性のあるもの	農薬、劇薬	
市が処理する上で問題となるもの	タイヤ、バイク、自動車、ピアノ、 船舶、フロンガスを含む家電類	

(6) 個別法の規定によりメーカー等の回収により資源化されるもの

品 目 等	処理の方法
家電4品目 (特定家庭用機器)	家電4品目メーカーによる資源化
使用済小型電子機器等	小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた認定事業者による資源化
パーソナルコンピューター、密閉型蓄電池 (指定再資源化製品)	メーカー等による資源化

別表 1 一般廃棄物処理業許可業者

業者名	所在地	取り扱う一般廃棄物の種類
(株)トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋 53-1	ごみ
(株)明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山 101 の 34	ごみ
(有)マルイ紙業	豊橋市牟呂町字南汐田 39 の 2	ごみ
中日金属工業(株)	豊橋市岩屋町字岩屋下 88 の 1	ごみ
豊橋市栄産業(有)	豊橋市三弥町字元屋敷 54 の 1	ごみ
協栄産業(株)	豊橋市大岩町字北山 6 の 911	ごみ
成和环境(株)	豊橋市東幸町字東明 5	ごみ
(有)東海化学工業所	豊橋市神野新田町字ロノ割 43-1	ごみ・し尿・浄化槽汚泥
サンエイ(株)	豊橋市若松町字若松 948	ごみ
(株)美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 の 1	実験動物の死体及び糞・マット
(株)トヨエイ	豊橋市瓜郷町前川 42 の 3	し尿・浄化槽汚泥
(株)東三保全社	豊橋市石巻本町字投野55	し尿・浄化槽汚泥
(有)東部衛生社	豊橋市東田町字西脇12の9	し尿・浄化槽汚泥
(有)協和衛生社	豊橋市往完町字郷社東27の1	し尿・浄化槽汚泥
(有)山本衛生社	豊橋市大橋通三丁目158	し尿・浄化槽汚泥
(有)東三環境	豊橋市東幸町字大山126の2	し尿・浄化槽汚泥
(有)三協	豊橋市入船町57	し尿・浄化槽汚泥
(有)市民クリアー	豊橋市三ノ輪町三丁目75	し尿・浄化槽汚泥

II 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水）

ア) 合併処理浄化槽による処理

推進区域面積	推進区域内人口	設置推進基数
20,747 ヘクタール	78,428人	36 基

イ) 地域し尿処理施設等による処理

区分	処理区	処理区域面積 ヘクタール	処理人口 人	処理施設名	処理能力 m ³ /日 (日平均)	所在地	処理方法	年間処理水量 m ³
その他	天津処理区	13	240	天津処理場	110 (日平均)	豊橋市杉山町字中藁1の24	長時間曝気法	27,000
	杉山町御園処理区	7	608	杉山御園 処理場	226 (日平均)	豊橋市杉山町字七股池1の1	循環式活性汚泥処理法 + 凝集分離法	56,000
	野依台処理区	50	3,135	野依台処理場	2,255 (日平均)	豊橋市野依台二丁目10の3	接触酸化法	414,000
	杉山町いずみが丘 処理区	19	1,574	いずみが丘 処理場	345 (日平均)	豊橋市杉山町字いずみが丘42の2	硝化液循環活性汚泥法 + 砂ろ過方式	133,000
	植田処理区	7	654	—	—	—	—	—
	植田三区処理区	7	605	—	—	—	—	—

※植田処理区、植田三区処理区は野依台処理区に含む。

ウ) 下水道による処理

区分	処理区	処理区域面積 ヘクタール	処理人口 人	処理施設名	処理能力 m ³ /日 (日最大)	所在地	処理方法	年間処理水量 m ³
公共下水道	野田処理区	4,469	261,914	野田処理場	33,000 (日最大)	豊橋市三ツ相町10	標準活性汚泥法	8,702,000
	中島処理区			117,500 (日最大)	豊橋市神野新田町字中島75の2	合流：標準活性汚泥法 分流：ステップ流入式 多段硝化脱窒法	26,902,000	
	富士見台処理区			5,100 (日最大)	豊橋市富士見台一丁目14の2	標準活性汚泥法	883,000	
	豊川流域 関連処理区			—	—	—	—	
特定環境保 全公共下水 道	高根処理区	40	1,049	高根処理場	650 (日最大)	豊橋市高塚町字中保部114	オキシデーションディッチ法	100,000
	豊南処理区	50	1,353	豊南処理場	800 (日最大)	豊橋市西赤沢町字南ノ谷150	回転円板及び オキシデーションディッチ法	121,000
	五並処理区	90	2,787	五並処理場	1,500 (日最大)	豊橋市細谷町字袴田15の21	オキシデーションディッチ法	305,000
	日色野処理区	17	266	—	—	—	—	—
	駒形処理区	20	568	—	—	—	—	—
	大村処理区	60	2,029	—	—	—	—	—
	石巻金田処理区	60	2,252	—	—	—	—	—
	下五井・横須賀 処理区	50	1,584	—	—	—	—	—
	大山処理区	30	526	—	—	—	—	—
	神ヶ谷・神郷 処理区	24	599	—	—	—	—	—
	むつみね台処理区	9	954	—	—	—	—	—
	若松東処理区	5	663	—	—	—	—	—
天伯処理区	11	867	—	—	—	—	—	

※駒形処理区、大山処理区、天伯処理区は中島処理区に、若松東処理区、むつみね台処理区は富士見台処理区に含む。

エ) 農業集落排水処理施設による処理

区分	処理施設名	処理区域面積 ヘクタール	処理人口 人	処理能力 m ³ /日 (日平均)	所在地	処理方法	年間処理水量 m ³
農業集落排水事業	野依浄化センター	60	1,308	527 (日平均)	豊橋市野依町字西川79の2	接触曝気法	137,000
	下条浄化センター	95	1,370	603 (日平均)	豊橋市下条東町字上大道100, 101	接触曝気法	159,000
	雲谷中原浄化センター	65	1,217	794 (日平均)	豊橋市中原町字新瓶焼7の1	回分式活性汚泥法	178,000
	五号浄化センター	21	368	165 (日平均)	豊橋市神野新田町字エノ割25の2	連続流入間欠曝気式 +鉄溶液注入	36,000
	石巻高井浄化センター	102	2,734	1,310 (日平均)	豊橋市石巻本町字鷺巢66	連続流入間欠曝気式 +鉄溶液注入	284,000
	嵩山浄化センター	60	1,146	462 (日平均)	豊橋市嵩山町字亀井21	鉄溶液注入連続流入間欠曝気 +DO制御機構	122,000

(2) し尿・浄化槽汚泥

ア) 豊橋市バイオマス利活用センター等におけるし尿等の処理

区分	収集運搬する 廃棄物の量 キロリットル	収集回数	施設名	所在地	型式	公称能力 キロリットル/日
し尿 (許可業者)	1,600	申込みの都度	①豊橋市バイオマス利活用センター	①豊橋市神野新田町字中島75-2	①中温湿式メタン発酵処理(嫌気性消化法)	① 121
浄化槽汚泥 (許可業者)	49,100	申込みの都度	②豊橋市資源化センターし尿処理施設	②豊橋市豊栄町字西530	②標準脱窒素処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理	② 243

イ) 豊橋市資源化センターにおける浄化槽汚泥の処理

区分	発生施設名	収集運搬する 廃棄物の量	処理施設名	所在地
浄化槽汚泥 (乾燥汚泥)	野依浄化センター 下条浄化センター 雲谷中原浄化センター 五号浄化センター 嵩山浄化センター	70 t	豊橋市資源化センター	豊橋市豊栄町字西530
浄化槽汚泥 (脱水汚泥)	野依台処理場	150		

(2) 清掃手数料等の経緯

年度	ごみ等投入手数料		し尿収集手数料
	一般廃棄物	産業廃棄物	
昭和37			昭和37.4.1施行 (従量料金) 30円/36ℓ
40			昭和40.4.1改定 (従量料金) 45円/36ℓ
44			昭和44.4.1改定 (従量料金) 65円/36ℓ (定額料金) 人頭割 60円/人 世帯割 50円/世帯 (特別料金) 50円/回
47	昭和47.6.1施行 150円/500kg	150円/500kg	
48			昭和48.5.1改定 (従量料金) 85円/36ℓ (定額料金) 人頭割 80円/人 世帯割 60円/世帯
50	昭和50.6.1改定 300円/500kg	300円/500kg	
51			昭和51.5.1改定 (従量料金) 70円/18ℓ (定額料金) 人頭割 130円/人 世帯割 100円/世帯
55	昭和55.5.1改定 500円/500kg	1,000円/500kg	昭和55.5.1改定 (従量料金) 95円/18ℓ (定額料金) 人頭割 175円/人 世帯割 140円/世帯 (特別料金) 60円/回
56	昭和56.4.1改定 750円/500kg	1,500円/500kg	
57	昭和57.4.1改定 200円/100kg	400円/100kg	
59			昭和59.5.1改定 (従量料金) 115円/18ℓ (定額料金) 人頭割 210円/人 世帯割 170円/世帯
63			昭和63.5.1改定 (従量料金) 130円/18ℓ (定額料金) 人頭割 240円/人 世帯割 190円/世帯
平成4	平成4.5.1改定 300円/100kg	600円/100kg	平成4.5.1改定 (従量料金) 150円/18ℓ (定額料金) 人頭割 280円/人 世帯割 210円/世帯
8			平成8.5.1改定 (従量料金) 180円/18ℓ (定額料金) 人頭割 335円/人 世帯割 250円/世帯
9	平成9.5.1改定 400円/100kg	800円/100kg	
14			平成14.5.1改定 (従量料金) 210円/18ℓ (定額料金) 人頭割 390円/人 世帯割 290円/世帯
18	平成18.4.1改定 (廃棄物処理施設) 100円/10kg (最終処分場) 120円/10kg	180円/10kg 120円/10kg	
29	平成29.8.1改定 (バイオマス利活用センター) 50円/10kg		平成29.4.1廃止
令和元	平成31.4.1改定 (廃棄物処理施設) 150円/10kg (最終処分場) 200円/10kg	240円/10kg 200円/10kg	

年度	し尿浄化槽 汚泥投入	犬、猫等の 死体処理手数料	生産物売払			
			蒸気	電気	スラッグ	剪定枝チップ等
昭和37		昭和37.4.1施行 100円/匹				
39	昭和39.4.1施行 70円/1,000ℓ					
44	昭和44.4.1改定 60円/1,800ℓ					
48						
55	昭和55.5.1施行 (ふん) 200円/1,000kg (尿) 200円/1,000ℓ		昭和55.5.1施行 550円/t			
平成4	平成4.4.1改定 100円/1,800ℓ	平成4.4.1改定 500円/匹	平成4.4.1改定 600円/t			
9	平成9.4.1改定 50円/900ℓ	平成9.4.1改定 600円/匹				
10			平成10.4.1改定 500,000円/戸・年			
12			平成12.4.1改定 400,000円/戸・年			
14			平成14.4.1改定 300,000円/戸・年	平成14.4.1改定 1kwhにつき 夏季 昼間時間 12円50銭 その他時間 4円02銭 その他 昼間時間 11円00銭 その他時間 4円02銭		
16					平成16.4.1施行 200円/t	
24				平成24.12.7バイオマス発電設備に認定。 平成25.1～電力固定価格FITに契約変更。 FIT 17円00銭 その他 6円57銭		
25				平成25.4.1 競争入札とする。 FIT 20円78銭 重負荷 17円10銭 昼間 15円94銭 その他 8円19銭		平成25.4.1施行 チップ 50円/100kg 20円/袋 膨潤品 100円/100kg 30円/袋
26		平成26.4.1改定 610円/匹		FIT 20円57銭 重負荷 15円78銭 昼間 12円79銭 その他 12円31銭		
27				FIT 22円50銭 重負荷 18円60銭 昼間 15円16銭 その他 9円20銭		
28				FIT 18円0銭 重負荷 12円0銭 昼間 11円0銭 その他 8円20銭		
29				FIT 17円0銭 重負荷 6円22銭 昼間 6円22銭 その他 6円22銭		
30				FIT 17円0銭 重負荷 15円37銭 昼間 12円59銭 その他 11円66銭		

年度	し尿浄化槽 汚泥投入	犬、猫等の 死体処理手数料	生産物の売却				
			蒸気	電気	スラッグ	剪定枝チップ等	
令和元		令和元.10.1改定 620円/匹		FIT	17円00銭		
				重負荷	20円00銭		
				昼間	10円00銭		
				その他	8円00銭		
2				FIT	17円00銭		
				重負荷	16円36銭		
				昼間	9円27銭		
				その他	7円45銭		

(3) 廃棄物処理業者

ア. 一般廃棄物(ごみ)処理業

名 称	代表者氏名	電 話	所 在 地	車 両 台 数	収集・ 運搬
(株) ト ヨ ジ ン	鈴 木 絹 枝	88-0534	石巻本町字高嶋53-1	17台	○
(株) 明 輝 ク リ ー ナ ー	小 島 孝 信	25-1026	若松町字中山101の34	12	○
(有) マ ル イ 紙 業	氏 原 憲 志	47-1174	牟呂町字南汐田39の2	3	○
中日金属工業(株)	夏 山 典 明	61-9232	岩屋町字岩屋下88の1	1	○
豊橋市栄産業(有)	夏 山 行 正	41-7300	三弥町字元屋敷54の1	5	○
協 栄 産 業 (株)	小 澤 直 秀	43-1153	大岩町字北山6の911	2	○
成 和 環 境 (株)	豊 田 能 史	63-5131	東幸町字東明5	7	○
(有) 東海化学工業所	文 元 嵩 泰	31-8989	神野新田町字ロノ割43の1	1	○
サ ン エ イ (株)	神 谷 武 之	29-3890	若松町字若松948	1	○
合 計				49	9社

イ. 一般廃棄物(実験動物の死体及び糞・マットに限る)処理業

名 称	代表者氏名	電 話	所 在 地	車 両 台 数	収集・ 運搬
(株) 美 濃 ラ ボ	岩 田 美 子	(0584) 66-3657	岐阜県海津市平田町今尾1195の1	4台	○

ウ. 一般廃棄物(し尿)処理業及び浄化槽清掃業

名 称	代表者氏名	電 話	所 在 地	車 両 台 数	一般廃棄 物処理業	浄化槽 清掃業
(株) ト ヨ エ イ	伊 豫 田 淳 倫	52-8052	瓜郷町前川42の3	4台	○	○
(有) 東海化学工業所	文 元 嵩 泰	31-8989	神野新田町字ロノ割43の1	2	○	○
(株) 東 三 保 全 社	加 藤 正 衛	88-0053	石巻本町字投野55	2	○	○
(有) 東 部 衛 生 社	金 光 伸 治	53-3478	東田町字西脇12の9	1	○	○
(有) 協 和 衛 生 社	山 口 秀 雄	31-0484	往完町字郷社東27の1	2	○	○
(有) 山 本 衛 生 社	山 本 真 宏	54-4922	大橋通三丁目158	1	○	○
(有) 東 三 環 境	藤 原 通 明	61-1921	東幸町字大山126の2	1	○	○
(有) 三 協	仮 屋 友 勝	45-2073	入船町57	4	○	○
(有) 市 民 ク リ ア ー	金 光 貞 典 今 原 廣 徳	61-8932	三ノ輪町三丁目75	1	○	○
合 計				18	9社	9社

8. 環境行政のあゆみ

(1) 環境保全行政のあゆみ

年月	環境行政事項	関連事項
昭和44	4 (これ以前は総務部行政課で公害行政を取扱う) 都市開発部開発課公害係設置	
45	10 厚生部公害交通課設置	水質汚濁防止法公布
46	2 大気汚染自動測定開始 硫黄酸化物・浮遊粉じん(市役所、大崎局)	
46	4 交通排ガス等調査委託開始(薬剤師会) 公害担当職員5名増員(内水質技術関係2名)	愛知県公害防止条例公布、事務委任 悪臭防止法公布 大気汚染防止法事務委任
46	6	
46	10	
46	12 豊橋市公害防止条例公布	
47	2 第1回公害対策審議会開催 東三河公害行政連絡協議会発足	
47	3 豊橋市公害防止条例規制基準を公害対策審議会に諮問	
47	4 厚生部公害課設置、職員15名、水質試験所開設 河川・海域の環境及び事業場排水の水質調査開始	新幹線騒音暫定基準制定
47	6 豊橋市公害防止条例施行規則公布 気象調査を(財)気象協会に委託(2か年継続)	
47	7 豊橋市公害防止条例届出事務説明会(文化会館)	
47	11 油流出防止演習実施(朝倉川、80名参加)	
47	12 公害防除施設助成制度説明会開催	
48	3 道路交通騒音、交通量24時間調査実施	
48	4 公害対策審議会研究会開催	
48	5	水質汚濁防止法改正(上乘排水基準) 悪臭防止法事務委任
48	6 公害防止管理者会議	
48	10 畜産施設所有者に警告書発送(1,489件) 11 工事事故防止対策注意書発送(52件)	
49	5	水質汚濁防止法事務委任 大気汚染防止法改正(総量規制導入)
49	6 環境週間協賛行事実施 悪臭実態調査	
49	10 「臨海部立地企業に対する公害防止に関する指導基準 について」公害対策審議会より答申	
50	3 臨海部立地企業11社と公害防止協定締結	水質環境基準の類型指定(梅田川)
50	8 地下水揚水利用実態調査実施	
50	12 「硫黄酸化物排出量規制に伴う既設企業に対する指導 基準について」公害対策審議会より答申	
51	2 産業公害相談員打合せ	
51	6	振動規制法公布
51	7 大気汚染測定車による大気汚染測定	
52	1 大気粉じん中の重金属調査	第7次公害防止計画承認
52	2 「河川の水質保全のための既設企業に対する排水指導 基準について」公害対策審議会より答申	
52	3 豊橋市地下水保全対策協議会設立	
52	4 新幹線騒音7日間連続測定調査(県実施)	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律事務委任 振動規制法事務委任
52	8 悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指 定及び基準の設定	
52	9	
53	1 「騒音・振動防止のための既設企業に対する指導基準 について」公害対策審議会より答申	

年月	環境行政事項	関連事項
53 5 6 12	新幹線鉄道騒音振動に係る騒音振動測定業務に関して 日本国有鉄道と協定締結 「悪臭防止のための既設企業に対する指導基準の設定 について」公害対策審議会より答申	水質汚濁防止法改正(総量規制導入)
54 4 10	国・県に対して地下水観測井設置の要望 新幹線鉄道騒音振動に係る障害防止対策助成事務受託 について日本国有鉄道と協定締結 悪臭官能試験法試行	
55 4	駅前公共駐車場(第1、第2)排ガス測定	愛知県生活排水対策推進要綱制定
56 4 5 8	公害調査センター開所 「臨海部立地企業に対する公害防止に関する指導基準 (大気関係)の見直しについて」公害対策審議会より答申	飲食店、テニス場等に係る近隣騒音 規制施行(県条例)
57 6 9	悪臭機器分析開始(アンモニア) 底質環境調査受託(環境庁)	第10回環境週間
58 10 12 60 3	梅田川水質汚濁負荷量調査報告書発行 深夜営業騒音立入調査 公害学習用ビデオ作成、市内各小学校へ配布	
60 8 61 2 3	第7次公害防止計画の見直し延長を愛知県知事へ要望 (東三河公害行政連絡協議会) 第8期豊橋市公害対策審議会委員委嘱 柳生川・紙田川水質汚濁負荷量調査報告書発行	環境影響評価の制度化に関する関係 課長会議(県)
61 4 62 1 3	梅田川水質改善対策事業(第1次)開始	東三河地域公害防止計画内閣総理大臣承認 水質環境基準類型指定(佐奈川)
62 5 7 11 63 3	豊橋市地下水保全対策協議会設立10周年記念式典開催 東三河地域生活排水浄化活動発表会開催 朝倉川水質汚濁負荷量調査報告書発行	伊勢湾富栄養化対策指導指針制定(県)
63 4 6 8 平成元 3	合併処理浄化槽設置整備補助事業の開始 水質浄化実験開始(浜池排水路他) 河川愛護啓発用立看板の設置(梅田川)	水環境フォーラム63開催(環境庁)
平成元 8 10 2 1	あいちクリーン・アクアフェア開催 (県、東三河公害行政連絡協議会共催) 神田川水質汚濁負荷量調査報告書発行	愛知県合併処理浄化槽普及促進協議 会設立総会開催(岡崎市)
2 4 6 7 11 3 2	梅田川クリーン推進員設置 三河湾浄化推進協議会設立総会開催	公害防止計画推進市区町村協議会設 立総会開催(東京都) 全国合併処理浄化槽促進市区町村協議 会設立総会開催(東京都) 豊川水系水質汚濁対策連絡協議会設 立総会開催(豊川市)

年月	環境行政事項	関連事項
3 4 7 8 11	梅田川水質改善対策事業(第2次)開始 柳生川・朝倉川クリーン推進員設置 光化学スモッグ注意報8回発令 水神排水路水質浄化実験開始	土壌汚染環境基準環境庁告示
4 1	間川水質汚濁負荷量調査報告書発行	
4 5 6 8 5 3	豊橋市アカウミガメ保護対策協議会設立 三河湾浄化推進大会開催 公害調査センター仮庁舎(神野新田町中島)に移転 梅田川水質汚濁負荷量調査報告書発行	地球環境サミット開催
5 4 8 11 6 2	機構改革、保健環境部公害対策課、環境保全課設置 電気自動車導入	窒素・燐海域環境基準環境庁告示 環境基本法制定
6 12		環境基本計画閣議決定 あいちアジェンダ 21 策定
7 4 8 3	環境庁実務研修員1名派遣 豊橋市環境基本条例制定 生活排水対策推進計画策定(梅田川流域)	愛知県環境基本条例制定
8 6 7 8 11 9 2	第1回環境審議会開催 「環境を考える市民のつどい」開催 公害調査センター本庁立体駐車場6階に移転 閉鎖性海域の環境改善に関する国際会議開催 小学校訪問授業開催	大気有害物質環境基準環境庁告示
9 4 8 10 10 3	機構改革、保健環境部公害対策課、環境保全課統合、 環境対策課設置、公害調査センターを環境調査セン ターに改称 エコクッキング開催 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 大気中濃度測定開始 第1回「梅田川ふれあいクリーン作戦」開催 豊橋市アカウミガメ実態調査報告書「とよはしのアカ ウミガメ」発行	
10 8 11 3	豊橋市エコアクションプラン策定 エコサイエンス・ライブ開催 豊橋市自然環境保全基礎調査報告書発行	
11 4 7 12 3	機構改革、環境部環境政策課、環境保全課設置 住宅用太陽光発電システム及び雨水貯留槽設置整備補 助事業の開始 「豊橋の自然発見」発行 豊橋市環境基本計画策定	中核市移行に伴い大気汚染防止法工 場関係ほか事務委任 ダイオキシン類対策特別措置法公布
13 2 3	とよはし地域新エネルギービジョン策定 豊橋市廃棄物総合計画策定	
13 4 8 12 14 3	低公害車普及促進補助事業の開始 ISO14001認証取得 愛知地域公害防止計画について国の同意を得る 豊橋市産業廃棄物処理基本計画策定	

年月	環境行政事項	関連事項
14 5 10		土壌汚染対策法公布 自動車 NO _x ・PM 法の車種規制開始
15 3	大気汚染常時監視テレメータの導入 「とよはしアカウミガメのしらべ」発行	県民の生活環境の保全等に関する条例公布
15 4	最新規制適合車等早期代替促進補助事業の開始	
16 4		PRTR法届出書受理事務委任
18 1 3	表浜海岸への車両乗入れ規制開始 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例制定(同年7月1日施行) 豊橋市環境基本計画改訂 豊橋市廃棄物総合計画改訂	
18 4 19 3	ISO14001の適用範囲を資源化センター等7施設へ拡大 豊橋市産業廃棄物処理基本計画改訂	
19 4 10	余熱利用施設(りすば豊橋)運用開始	悪臭防止法に基づく規制方式の変更
20 4	余熱利用施設(りすば豊橋)を環境政策課から健康課へ配置替	
22 3	豊橋市地球温暖化対策地域推進計画策定 産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例改正(同年4月1日施行)	土壌汚染対策法改正(汚染土壌処理業に関する規定の新設)H21. 4
22 4 10 23 3	電動アシスト自転車購入補助金開始 電気自動車等普及促進事業補助金開始 三河湾浄化推進協議会設立20周年記念行事開催 豊橋市環境基本計画策定 豊橋市廃棄物総合計画策定	県民の生活環境の保全等に関する条例改正(土壌・地下水関係) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、アカウミガメ等を指定希少野生動植物種として指定(愛知県) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(愛知県・名古屋市)
23 4 9 11	機構改革、温暖化対策推進室設置 電動バイク購入等補助金開始 充電設備購入等補助金開始 干潟再生実験プロジェクト開始(平成23年～25年) 梅田川等外来植物対策会議開始 アルゼンチンアリの防除開始	
24 4 7 25 3	住宅用燃料電池システム導入補助金開始 手作りコンポスト実践講座開催 「とよはし アカウミガメのあしあと」発行 ISO14001認証取り下げ	
25 4 6 26 2	とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)運用開始 ええじゃないか、エコキャップグランプリ開催 エコドライブ講習会開催 災害時における環境安全の調査等に関する協定締結	
26 6 7	干潟保全実践プロジェクト開始(平成26年～28年) 大気汚染防止法の一部改正(同年6月1日施行) 表浜海岸夜間監視パトロールの実施 ごみ収集日お知らせメールサービス開始	建築物・工作物の解体工事等に伴う石綿(アスベスト)飛散防止対策の強化 海岸利用状況と周辺の騒音状況調査

年月	環境行政事項	関連事項
27	4 住宅用充電設備導入補助金開始 ホームエネルギーマネジメントシステム導入補助金開始 住宅用リチウムイオン蓄電池導入補助金開始 木質燃料利用促進事業補助金開始	
	6 大規模災害時における処理困難物適正処理モデル事業に係るモデル地域に採択	
	7 「三河湾浄化推進協議会」から「豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会」に改名(目的等の見直し)	
28	3 豊橋市災害廃棄物処理計画策定 豊橋市環境基本計画改訂 豊橋市廃棄物総合計画改訂 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画改訂	
28	4 家庭用エネルギー設備導入補助金開始 次世代自動車等購入補助金開始	
	6 とよはしE-じゃん発電所 売電開始	
	7 「豊橋の自然探検」発行	
29	3 豊橋市災害廃棄物処理計画改訂	
30	10 「世界首長誓約／日本」の誓約書に署名	
令和元	9 豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例制定(令和2年4月1日施行)	
2	1 豊橋市地産地消エネルギー指針策定	
	3 豊橋市災害廃棄物処理計画改訂	
2	4 機構改革、温暖化対策推進室を再生可能エネルギーのまち推進課に改称	
	10 穂の国とよはし電力株式会社設立(地域新電力会社)	
3	3 第3次豊橋市環境基本計画策定 第2次豊橋市廃棄物総合計画策定 第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画策定	

(2) 清掃事業のあゆみ

年	清掃事業	関連事項
昭和20	昭和20年頃まで農地還元(農家収集)及び自家処理	緊急開拓事業開始(豊橋市内 2,955ha)
21	市街地周辺の農家がごみ、し尿を自由収集 市はリヤカー及び米軍払下げジープで厨芥と不燃物を分別収集開始 (厨芥→農地還元、不燃物→埋立処理)	
23		衛生課管轄 「開拓地土壌改良事業」が決定 酸性土壌改良のため炭カル施用
24		土壌改良の一環として静岡、浜松から塵芥を貨物輸送 (昭和24年～26年)
26		名古屋市から塵芥の貨物輸送を開始 (昭和26年～31年 合計42,198t)
28	ごみ収集量 厨 芥 1,963t/年 危険物 1,145t/年	
29	特別清掃区域の設定	清掃法施行
30	ごみ収集専用車購入(スクリュードラム車2台) 厨 芥……各戸収集→農地還元 危険物……常設箱不定期収集→埋立地	
34	大口排出者 特別有料収集を開始(昭和47年度まで継続)	
35	可燃物 収集回数 1回/週(中心部は2回又は3回) 収集場所 戸別(周辺部は持出収集)	衛生課から分離し清掃事務所発足
36	コンポスト施設建設開始	
37	し尿収集料金制定(30円/36ℓ) し尿収集業者10社を許可。「豊橋市清掃事業協同組合」を結成	
38	し尿収集業者に浄化槽汚泥収集を許可	
39	コンポスト施設(50t/日)稼働 コンポストの農地還元を開始、又ごみの自家焼却を奨励 (ごみの減量とコンポストに適したごみ質を得るため) し尿料金値上げ抑制交付金制度開始 ごみ投入料金制定(10円/100kg)	
42	ごみ量増大に対処して焼却炉建設に着手(3か年継続事業)	
43	自家焼却の奨励中止	
44	焼却炉稼働(90t/日:2基) 廃棄物処理業者を許可(1社)	清掃事業部業務課、施設課発足
45	第1次埋立開始・完了	
46	清掃区域を市内全域に拡大 可燃物……袋、市内全域、ステーション収集に切替 不燃物……市内全域、ステーション収集に切替 粗大ごみ収集開始(委託1回/年)昭和54年度まで 市営廃棄物埋立処理場……事業所系廃棄物は自由搬入から登録許可制に切替 第2次埋立開始	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行(9月)
47	市営廃棄物埋立処理場有料制実施(150円/500kg)	清掃事業部を清掃部に変更 埋立処理課発足 厚生省中小都市の廃棄物処理システムの設計研究モデル都市に指定
48	有料特別収集を廃止し、週2回収集地区を1万世帯に拡大 週3回収集地区を廃止 不燃物の定期収集(1回/月)の完全実施 電機集塵機(焼却炉)稼働 粗大ごみ圧縮破砕機稼働 粗大ごみ収集(委託10回/年)	

年	清掃事業	関連事項
49	ごみ週2回収集地区を2万3千世帯に拡大 廃棄物処理業者2社を許可(3社)	特別措置交付金
50	ごみ週2回収集地区を4万5千世帯に拡大 高層団地コンテナ収集実施 資源回収分別収集(実験)実施 清掃モニター委嘱	特別措置交付金
51	ごみ週2回収集地区を6万9千世帯に拡大 '76 世界環境展出品(都市農村環境結合事業計画) 廃棄物処理業者1社を許可(4社)	
52	ごみ週2回収集地区を全市の95%に拡大 有害物分別収集開始(年4回) 第2次埋立完了(9月)第3次埋立開始(10月) 廃棄物処理業者1社を許可(5社)	都市農村環境整備対策課発足 廃棄物総合処理資源化事業推進対 策審議会発足
53	廃棄物総合処理資源化事業着手(2か年継続事業)初年度 総事業費 85億5千7百万円	業務課相談指導係設置
54	廃棄物総合処理資源化事業(2か年継続事業)最終年度 危険物月2回収集を開始 廃棄物処理業者1社を許可(6社)	特別措置交付金
55	資源化センター本格稼働(11月) 焼却処理、高速堆肥化処理、し尿処理、再利用の各施設、 鶏ふん処理施設(56年3月完成) 5分別収集開始(家庭系廃棄物) もやせるごみ週2回収集地区を全市拡大 第3次埋立完了(6月) 第4次埋立開始(7月) 高山清掃センター職員詰所及び車庫棟(56 年月完成) 詰所(3F) 900.1㎡ 車庫棟 379.4㎡ 廃棄物処理業者2社を許可(8社) 清掃指導員委嘱	都市農村環境整備対策課廃課 管理課発足
56	最終処分場汚水処理施設稼働(7月) 廃棄物処理業者1社を許可(9社)	管理課を高山清掃センターから本庁舎 へ移転(6月)
57	高山清掃センター処理施設撤去 清掃モニター廃止(昭和50年開始)	
58	東部中継基地施設整備事業着手 南部仮業務所開設(7月) 廃棄物処理業者2社を許可(11社)	特別措置交付金
59	廃棄物処理業者1社廃止(10社) ごみ減量化対策(実験)実施	清掃部を環境部に変更
60	廃棄物処理業者1社廃止(9社)	浄化槽法施行(10月)
61	東部中継施設稼働 第4次埋立地完了(4月) 第5次埋立開始(5月) ごみ減量容器補助金制度開始 鶏ふん処理施設廃止(10月)	
62	南部環境センター開設(6月) 公衆便所清掃一部嘱託化(2名) 増設炉建設等調査費開始 資源ごみ処理事業交付金制度開始	高山清掃センターを東部環境セン ターに改称 業務課、施設課係体制変更
63	増設炉整備計画書等作成委託 西部環境センター建設事業開始	
平成元	ごみ減量容器補助金制度廃止 西部環境センター開設(4月) 資源化センター焼却施設(増設炉)建設事業着手 (2か年継続事業)初年度 資源ごみ処理施設(リサイクルセンター)建設事業開始 全国都市清掃会議秋季理事会・評議員会開催(11月)	業務課減量対策係設置 特別措置交付金

年	清掃事業	関連事項
2	資源ごみ処理事業交付金制度廃止 資源化センター焼却施設建設事業(2か年継続事業)最終年度 資源リサイクルセンター本格稼働(7月) 日指定収集開始(7月) もやせないごみの月2回収集実施 豊橋市ごみ減量推進協議会設立(9月) 資源ごみ処理事業委託開始 東部環境センター整備事業開始 地域資源回収団体奨励金制度開始 圧縮積替ボックス建設事業開始	特別措置交付金
3	資源化センター焼却炉(3号炉)本格稼働(3月) 資源ごみ高度分別推進モデル事業開始(8月) 有害ごみ最終処分委託開始(4月)	「再生資源の利用の促進に関する法律」施行(10月) 特別措置交付金
4		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正法施行(7月) 特別措置交付金
5	ごみ減量容器補助金交付再開 東部環境センター整備事業完了 圧縮積替ボックス建設事業完了	環境部を環境事業部に、管理課を管理企画課に変更 「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例、規則」施行(4月) 一般廃棄物処理基本計画作成
6	東部環境センター汚水処理施設稼働(4月) 西部中継施設実施設計等委託	
7	資源ごみ回収業務、民間委託開始 資源化センター施設整備事業開始	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布(6月)
8	西部中継施設建設事業完了 資源ごみ回収業務委託校区追加(22校区から34校区へ) 豊橋市分別収集計画(平成9～13年)提出(10月)	業務課「減量対策係」が管理企画課へ配置替 市制 90 周年記念「ごみ減量フォーラム・リサイクルフェア」開催
9	西部中継施設稼働(4月) フロン回収事業開始(7月) 埋立処理課窓口業務嘱託化 塵芥収集車に描画(3台) 資源ごみ回収業務委託校区追加(34校区から44校区へ) 資源化センター施設整備事業完了 ごみ処理施設発注仕様書、整備計画書等作成	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」施行(4月) 特別措置交付金
10	ごみ処理施設整備事業開始 ペットボトル回収事業開始(7月) 透明ごみ袋推進事業開始(7月) 天然ガス自動車導入 塵芥収集車に描画(3台) 資源ごみ回収業務委託校区追加(44校区から全51校区へ)	愛知県本庁及び豊橋保健所に職員2名を1年間研修派遣 特別措置交付金
11	6分別(プラスチックごみ毎週水曜日収集)収集開始(7月) プラスチックごみ毎週水曜日収集開始(7月) 電動式生ごみ処理機補助金開始 ごみ減量容器補助金から生ごみ減量容器補助金へ変更	中核市移行に伴い一般・産業廃棄物処理施設設置の許可に関する事、産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可に関する事、浄化槽設置等の届出に関する事が委譲環境事業部と保健環境部(環境部門)を統合して環境部に、部統合により管理企画課を廃棄物対策課に、環境対策課を環境保全課に変更 環境政策課・焼却施設建設室を新設 特別措置交付金

年	清掃事業	関連事項
13	大きなごみ戸別有料収集開始(4月) 大きなごみの基準変更(1斗缶以上 → 規則で定める) 「蛍光管などの日」月1回収集開始(4月) ごみ処理施設整備事業完了	特定家庭用機器再商品化法施行(4月) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行(4月)
14	資源化センター焼却炉(1・2号更新炉)本格稼働(4月) 530運動環境協議会設立(4月) ふれあい収集開始(7月) 資源ごみ回収業務委託から資源ごみ(びん・カン)回収業務委託へ変更 ペットボトル回収業務委託、ペットボトル処理業務委託開始 リサイクルステーションモデル事業開始	焼却施設建設室廃室
15	資源ごみ処理業務委託から資源ごみ(びん・カン)処理業務委託へ変更 プラスチックリサイクルセンター整備事業開始 リサイクルステーション(ジャスコ豊橋南店)開設(7月) 7分別収集開始(もやせないごみ→こわすごみ・うめるごみ) 布類の月1回収集実施(7月)	
16	プラスチックリサイクルセンター整備事業完了 リサイクルステーション(アピタ向山店)開設(7月)	
17	プラスチックリサイクルセンター稼働(4月)	
20	リサイクルステーション(ふれあいコープあ・ん・ず)開設(7月) ステーションでのペットボトル収集開始(7月)	
21	リサイクルステーションでの食用油試験収集開始(7月) 電動式生ごみ処理機貸出開始(10月)	
22	災害時における廃棄物の処理等に関する協定締結(1月) 災害時におけるし尿等の処理に関する協定締結(1月)	
23	ビンカンボックス採取防止モデル事業 プラスチック選別処理業務開始 第6次埋立開始、高塚浸出水処理施設稼働(6月) 災害時における応急対策の協力に関する協定締結(8月) 豊橋市ごみ減量推進検討委員会開催(4回) 災害廃棄物処理支援(平成23年東北地方太平洋沖地震・宮城県南三陸町)事務1名(11~12月)、技術1名(1~3月)	温暖化対策推進室を新設 プラスチックリサイクルセンターの所管を施設課へ変更(4月) ペットボトル拠点収集を廃止(4月) こわすごみ選別施設使用開始(10月)
24	こわすごみ選別処理業務開始 剪定枝リサイクル施設稼働(4月) 豊橋市ごみ減量推進検討委員会開催(4回)	豊橋市ごみ減量推進検討委員会からごみ減量の推進に関する提言(1月)
25	西部地域もやすごみ等収集運搬業務委託開始(4月) 小型家電類の拠点回収開始(7月) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定締結(1月)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行(4月)
26	リサイクルステーション(アピタ向山店)閉鎖(1月)	
27	リサイクルステーション(あずまだ)開設(7月) リサイクルステーション(ふれあいコープあ・ん・ず)閉鎖(11月)	施設建設室を新設
28	もやすごみとこわすごみの指定ごみ袋制度開始(4月) 災害廃棄物処理支援(平成28年熊本地震・熊本県益城町)事務1名、技術1名、労務6名(6月) びんカンストックヤード設置(3月)	電動式生ごみ処理機購入補助金終了(3月)
29	11分別収集開始(生ごみ分別収集開始、資源ごみの名称を廃止し、びん・カン、布類、古紙へ)(4月) 生ごみの指定ごみ袋制度開始(4月) びん・カンの収集をビンカンボックス収集からごみステーション収集へ変更(4月) プラスチック(資源)の名称をプラマークごみへ、収集日を週1回から2週1回へ変更(4月) 布類及びうめるごみの収集を4週1回から8週1回へ変更(4月) ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」配信開始(6月) バイオマス利活用センター本格稼働(10月) し尿料金値上げ抑制交付金制度廃止	
30	プラマークごみの収集を2週1回から週1回へ変更(4月) 家庭廃棄物収集運搬業務委託地域拡大(第Ⅰ地区・第Ⅱ地区)(4月) 焼却施設故障に伴う豊橋市ごみ処理非常事態宣言(4月~12月) 家庭ごみ「もやすごみ」の最終処分場への仮埋立(5月~12月) 24号台風による廃棄物処理施設(資源化センター・最終処分場)損傷・復旧(9月~2月)(災害復旧補助金)	生ごみ減量容器(コンポスト)補助金終了(3月)

年	清掃事業	関連事項
令和元	仮埋立ごみの掘起し開始(4月) 豊橋市ごみ減量推進検討委員会開催(全6回) 災害廃棄物処理支援(令和元年東日本台風・長野県長野市)事務・技術各1名(10月)、労務6名・収集車1台(11月) 災害時における災害廃棄物の仮置場用地の確保等に関する協定締結(12月) 第41回全国都市清掃研究・事例発表会開催(1月) ごみ処理相互応援に関する協定締結(3月)	豊橋市ごみ減量推進検討委員会からごみ減量の推進に関する提言(2月)
2	豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例施行(4月) ウォーターサーバー寄附(7月) とよはしオリジナルマイボトル販売(7月)	